

## 第2編 基本計画

第1章 自立するまちづくり

第2章 心豊かな 市民・教育・福祉

第3章 元気とにぎわいのまちづくり

第4章 安心・安全の美しいまちづくり

# 基本計画施策体系図

## 第1章 自立するまちづくり

### 第1節 効率的な行財政運営

1. 効率的な行財政運営
2. 高度情報化の基盤整備と住民サービスの推進

### 第2節 広域行政の推進

1. 広域行政の拡充
2. 事務の共同処理の推進

### 第3節 市民参画による協働のまちづくり

1. 市民参画の推進
2. コミュニティ活動の支援
3. 市民との情報の共有

## 第2章 心豊かな市民・教育・福祉

### 教育・文化

#### 第1節 心豊かな人間を育成する学校教育

1. 幼児教育の充実
2. 義務教育の充実
3. 高等学校教育の充実

#### 第2節 魅力あふれる生涯学習社会の形成

1. 生涯学習機会の充実
2. 社会教育の振興
3. 青少年健全育成の推進

#### 第3節 生涯スポーツの振興

1. 健康・体力づくりの推進
2. 施設の整備充実
3. 推進体制の整備

#### 第4節 地域に根ざした市民文化の創造

1. 市民文化活動の支援
2. 地域文化ネットワークの形成
3. 歴史を活かすまちづくりの推進
4. 国際交流の推進と交流基盤の整備

### 保健・医療・福祉

#### 第1節 子どもを育てやすいまちづくりの推進

1. 総合的な子育て支援施策の展開
2. 保育サービスの充実
3. 母子・父子福祉の充実

#### 第2節 安心と健康、生きがいのある福祉社会の実現

1. 高齢者福祉の充実
2. 障害のある人の福祉の充実
3. 低所得者福祉の充実
4. 社会保障の充実
5. 健康づくり・保健活動の充実
6. 地域医療体制の充実

### 人権尊重の社会

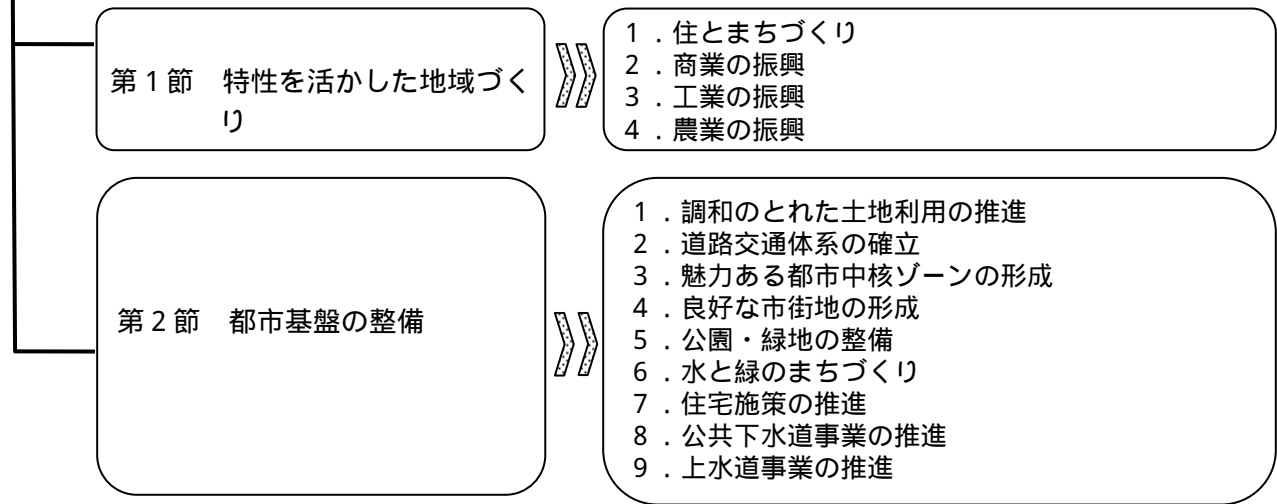
#### 第1節 人権文化の創造

1. 人権擁護の推進
2. 非核・平和の推進

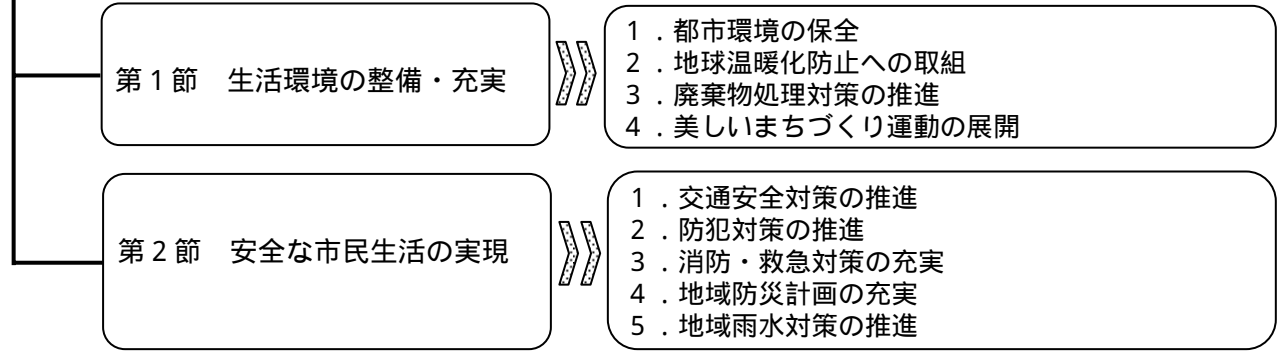
#### 第2節 男女共同参画社会の実現

1. 人権尊重にもとづく男女平等意識の浸透
2. あらゆる分野への男女共同参画の推進
3. だれもが安心して暮らせる環境整備

### 第3章 元気とにぎわいのまちづくり



### 第4章 安心・安全の美しいまちづくり



# 第1章 自立するまちづくり

## 第1節 効率的な行財政運営

### 1. 効率的な行財政運営

#### [現状と課題]

本市では、財政の健全化と効率的な行政運営を行うため、事務事業や職員数の見直し、給与の縮減などを進めてきました。引き続き行財政改革を進め、歳出全般の徹底した見直しを行うとともに、市民ニーズに沿った行財政運営を進めることが必要です。

組織の見直しにあたっては、縦割り組織の弊害を可能な限り解消し、既存の組織の枠にとらわれない機能重視の機構に改め、行政の総合力の向上を図り、より弾力的、機能的な組織運営を推進することが求められています。

また、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、常に市民の立場に立ち、高い職務遂行能力とコスト意識を持って積極的に行動する職員の育成が急務となっています。職員の意識改革を進め、意欲と能力を最大限に引き出す必要があることから、平成17年4月「大和高田市人材育成方針」を策定し、人材育成の推進に努めています。

#### [施策の体系]

##### 効率的な行財政運営

- (1) 財政健全化への取組
- (2) 組織改革
- (3) 職員の意識改革

#### [施策の展開]

##### (1) 財政健全化への取組

行財政改革大綱、集中改革プランに基づき、計画的で実効的な行財政改革を推進します。

事務事業の再編・整理、廃止・統合を行うとともに、定員管理や人件費の抑制など歳出全般の徹底的な見直しを行い、歳出の削減を図ります。

分担金・負担金及び使用料・手数料など受益者負担の適正化などに取り組むとともに、市税の徴収率の向上を図り、より一層の財源確保に努めます。

## (2)組織改革

本市行政の現状と課題を踏まえ、効率的で弾力的な組織の確立を推進します。  
 少子高齢化、高度情報化、国際化、地球温暖化問題など、各部横断的な行政課題に柔軟で総合的に対応できる組織の構築を推進します。

## (3)職員の意識改革

「大和高田市人材育成方針」に基づき、「求められる職員」の実現のため、人材の育成及び活用を図ります。

職員研修の充実などにより、職員の資質や能力の向上に努め、計画的な人材の育成向上を図ります。

地方分権時代にふさわしい職員の意識改革を徹底するとともに、人事評価システムの構築に取り組み、職員の能力や意欲に応じた適材適所の人事配置に努めます。

## 2.高度情報化の基盤整備と住民サービスの推進

### [現状と課題]

今日、コンピュータ技術の急速な発展を背景に、経済・産業・文化など、あらゆる分野において高度情報通信システムの利便性を最大限に活用した質の高いサービスが求められています。

国においては、ICT(情報通信技術)を利活用することにより、「いつでもどこでもだれでもITの恩恵を実感できる社会」、いわゆるユビキタスネット社会の実現をめざし、さまざまな施策が講じられているところです。

このような状況のなか、個人情報保護等のセキュリティに対する意識と対策をより一層高めながら、行政の情報化をさらに推進して行政事務の効率化・高度化を図り、住民サービスの向上を実現する必要があります。

### [施策の体系]

#### 高度情報化の基盤整備と住民サービスの推進

- (1)行政におけるネットワーク化の推進
- (2)住民基本台帳ネットワークシステムによる電子化の推進
- (3)住民向けサービスの高度化
- (4)コンピュータセキュリティ対策

### [施策の展開]

#### (1)行政におけるネットワーク化の推進

高度情報化を推進し、展開していくため、高度情報化に対応した生活関連情報、文化・スポーツ・福祉などの情報、救急医療体制、地域産業情報など幅広い分野

に利用できる地域情報行政ネットワークの構築を検討します。

**(2)住民基本台帳ネットワークシステムによる電子化の推進**

自治体の枠を越えた住民基本台帳ネットワーク体制の充実を図り、その高いセキュリティや利便性を活かした多目的な利用を検討するとともに、高度で効率的なサービスの提供を推進します。

**(3)住民向けサービスの高度化**

高度化・多様化する住民ニーズに対応した質の高い行政サービスを行うため、「奈良県電子自治体推進協議会」で共同開発された汎用受付システムによる申請・届出や施設予約等の利用促進を図るとともに、防災情報の提供による安心・安全なまちづくりのシステムについて検討します。

**(4)コンピュータセキュリティ対策**

市の行政情報システムが取り扱う情報には、市民の大切な個人情報はもとより、行政運営上の重要な情報など、部外に漏えいした場合には極めて重大な結果を招く情報が多く含まれています。そのため、市民の安心・安全及び信頼を得られる行政サービスを提供するとともに、情報資産をあらゆる脅威から守るための適切なセキュリティ対策を実施し、市民情報の安全性の確保に努めます。また、全職員が情報セキュリティを十分認識することが重要であることから、セキュリティ研修を実施し、セキュリティ対策の充実を図ります。

## 第2節 広域行政の推進

### 1. 広域行政の拡充

#### [現状と課題]

大和高田市・御所市・香芝市・葛城市・広陵町で構成する葛城広域行政事務組合は、時代の変化や圏域の課題に対応しつつ、心豊かな人づくりと思いやりの実践による地域活動を軸とした、自主性のある文化を高め、広く発信することを願い、行政と民間が一体となった特色ある圏域づくりを推進しています。第4次葛城広域行政圏計画は、平成12年4月に策定され、古代よりの豊かな歴史と伝統文化を現在そして未来に継承していく、独自の魅力ある圏域づくりをめざしています。

経済圏や生活圏の拡大に対応し、広域における地域間の都市機能の分担や地域間の交流・連携を深めるとともに、本市の拠点性や存在感を高めることが経済面や生活文化面での、また、市町村合併も含むこれからの広域行政を進めるにあたっての欠かせない条件となっています。

#### [施策の体系]

##### 広域行政の拡充

- (1) 葛城広域行政圏計画の推進
- (2) 広域ネットワークの形成

#### [施策の展開]

##### (1) 葛城広域行政圏計画の推進

葛城広域行政圏計画に基づき、地域の振興や行政の効率化に向けた広域的な行政施策事業を推進し、地域連携による行政基盤を確立します。また、中核都市形成の意識の高揚を図り、近隣市町と一体になった魅力ある都市づくりをめざします。

##### (2) 広域ネットワークの形成

周辺市町村のそれぞれの個性を尊重しあいながら、広域圏における都市機能や役割の分担、事務事業等(人事交流・公共施設相互利用)の共同化、交通体系や保健医療・教育・文化・スポーツ等の地域間交流の拡充を図ります。

### 2. 事務の共同処理の推進

#### [現状と課題]

本市は、葛城広域行政事務組合による休日診療所の運営、中和広域消防組合による消防業務の共同処理、奈良県葛城地区清掃事務組合によるし尿処理、奈良県住宅

新築資金等貸付金回収管理組合による貸付金償還事務の共同処理を行っています。

また、平成20年4月から、これまでの「老人医療制度」に替わり「後期高齢者医療制度」が始まり、奈良県後期高齢者医療広域連合において後期高齢者医療制度に関する事務の共同処理を行っています。

昨今の住民の生活圏の拡大に伴い、保健・医療・福祉、廃棄物の処理、災害時の相互応援等の分野で、より効率的かつ効果的な都市間の連携を強化する必要があります。

## **[施策の体系]**

### **事務の共同処理の推進**

## **[施策の展開]**

### **(1)事務の共同処理の推進**

本市が、他市町村と共同で行う休日診療、消防業務、し尿処理、住宅新築資金等貸付金の回収、後期高齢者医療の事務をより効率的かつ効果的に強化することに努めます。

保健・医療・福祉の連携、廃棄物の共同処理、災害時における相互応援体制の確立等、広域のさまざまな行政ニーズに対応した効率的で効果的な事務の共同処理を検討します。



## 第3節 市民参画による協働のまちづくり

### 1. 市民参画の推進

#### [現状と課題]

地方分権が推進される今日、市民参加・参画と市民活動の重要性がますます高まっています。

新しい市民自治の確立は、これからの市政の推進及び地域づくりにおいて大きな課題であり、市政への市民の幅広い参画やその仕組みを整備することが欠かせない条件になっています。

そのため、安心・安全のまちづくりをはじめとした市民生活の各分野で、市民主体の活動や市民と行政が協働する活動を推進し、相互の存在意識、特性を尊重しあったパートナーシップを形成し、市民と行政の情報の共有や市の説明責任を果たしていかなければなりません。

#### [施策の体系]

##### 市民参画の推進

- └ (1)市民参画の仕組みづくり
- └ (2)行政の支援

#### [施策の展開]

##### (1)市民参画の仕組みづくり

まちづくりの過程での幅広い市民参画体制を整備し、市民と行政の知恵と力を結集できる市民参画型の市政を推進するとともに、地域主体のさまざまな地域づくりにおいては、住民の連帯感や自治意識の醸成に努めます。

計画の策定や市政の運営に、市民の意見を反映させるため、各種審議会及び協議会などの委員選任にあたっては各種団体からの推薦者や代表者に加え、公募などにより広く一般市民の参画を促進します。

市民の市政への参画を促進し、行政の透明性を向上させるため、計画等の策定の際にはパブリックコメント、アンケート調査、市民提案の募集など多様な方法によって市民参画を図ります。

##### (2)行政の支援

まちづくり振興を担う組織を編成し、地域や市民団体の主体的な活動に対し、情報の提供や適切な助言を行うなど支援体制の構築を行い、市民参画による協働のまちづくりを推進します。

## 2 . コミュニティ活動の支援

### [ 現状と課題 ]

本市においては、町内会や自治会組織を単位とした地域活動、校区公民館やコミュニティセンターを拠点とした文化振興活動やボランティア活動など、さまざまな市民活動が広がりを見せています。

しかし、少子高齢化による人口の流入、価値観やライフスタイルの変化などにより、地域コミュニティ活動に対する住民相互のふれあいや共助共働の意識が希薄化している状況も見受けられます。

今後も引き続き、地域住民が主体となり、地域の特性を活かしたふるさと振興、コミュニティ活動を積極的に推進していくための支援の仕組みや基盤整備、自治意識の高揚など、地域社会の活性化に向けた施策の構築が必要です。

### [ 施策の体系 ]

#### コミュニティ活動の支援

- (1)コミュニティ活動の振興
- (2)地域活性化の条件整備
- (3)コミュニティ施設の整備

### [ 施策の展開 ]

#### (1)コミュニティ活動の振興

市民同士のふれあいや連帯を軸とした地域での自主的なコミュニティ活動の振興を図るとともに、地域を支えるボランティア活動を支援して、よりよい地域社会づくりを推進します。

町内会・自治会等がそれぞれの特性を活かし、住民自らが考え、自らの手で特色ある地域づくりを進めるための制度の創設や地域活動を支援する仕組みの構築等により、住民の地域に対する関心や自治意識を醸成します。

#### (2)地域活性化の条件整備

地域づくりの担い手となる地域づくりリーダーの養成や地域でさまざまな活動に取り組んでいる人材の発掘、地域活動組織への支援、ふれあいや交流の機会の創出など、地域活性化の基盤整備を進めます。

#### (3)コミュニティ施設の整備

住民の身近なコミュニティ活動の拠点となる町内会・自治会の公民館の建設や修繕費の助成に努めます。

### 3．市民との情報の共有

#### [現状と課題]

市民との協働によるまちづくりの前提となるのは、市政への参画を促すための情報であり、これまでの「周知・報告」といった事後報告的な情報提供だけでなく、市民が自分たちのまちの課題を自分自身の問題としてとらえられる情報を提供し、問題提起しながら、まちづくりを進めていく必要があります。

#### [施策の体系]

##### 市民との情報の共有

- └ (1) 広報・広聴活動の充実
- └ (2) 情報公開及び個人情報保護の充実

#### (1) 広報・広聴活動の充実

子どもから高齢者まで、すべての人にわかりやすく親しみやすい広報活動を進めます。

市民に市政の的確な情報を速やかに提供し、情報の共有を図ります。

広報誌はもとより、テレビやラジオなどのマスメディア、インターネットなど幅広い広報手段を活用し、積極的な広報活動と情報発信に努めます。

市政に対する市民意識調査や各種相談業務、また、インターネット等で様々な意見や提言の聴取をすることにより、市民の意見や考え、要望を的確に把握し、市民の声が市政に反映されるような広聴活動の充実に努めます。

#### (2) 情報公開及び個人情報保護の充実

市政の公正と透明性を確保し、市民との情報の共有化を図るため、請求に基づく情報公開はもとより、能動的・積極的な情報の提供や情報公開コーナーの充実などにより、市民が手軽に市政情報を得られる環境づくりを進めます。

積極的な情報公開を行う一方、情報化の進展等によりプライバシー侵害の危険性が高まっているなかで、個人の権利利益を確保していくために、大和高田市個人情報保護条例に基づき、保有する個人情報の保護に万全を期します。

## 第2章 心豊かな市民・教育・福祉

### 教育・文化

## 第1節 心豊かな人間を育成する学校教育

### 1. 幼児教育の充実

#### [現状と課題]

本市には、市立幼稚園が8園あり、平成19年度から小学校の附属幼稚園から独立した幼稚園として運営しています。

平成20年度の園児数は448人で、少子化や核家族化の進行から園児数が減少するとともに、近年は大阪のベッドタウンとしての伸展も停滞傾向にあり、流入人口も減少しています。

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基盤が培われる大切な時期です。生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達や社会性を養い、心豊かにたくましく生きる子どもたちを育成するために、幼児教育を充実させることが極めて重要です。

そのためには、幼児の発達の特性に応じた適切な指導を行うとともに、子どもを取り巻く環境の変化に対応した幼児教育を行っていかねばなりません。そこで、開かれた園づくりの観点から、家庭・地域社会・幼稚園の三者による幼児教育の推進や、幼児の生活の連続性、発達や学びの連続性を踏まえた幼児教育を充実させるために必要不可欠な教育環境の整備に取り組んでいます。

また、家庭や地域社会の教育力低下等の課題に対応するためには、教職員の資質や専門性を高める必要性があり、研修内容や研究体制の充実に努めています。

さらに、本市では、子どもと親の双方の視点に立ち、教育・保育のニーズに適切・柔軟に対応するため、就学前児童の教育・保育を一体的にとらえることのできる幼保施設を再構築し、「認定こども園」への移行を幼児教育充実の方針としています。

幼稚園園児数(資料：学校基本調査)

総数	幼稚園							
	片塩	高田	土庫	浮孔	磐園	陵西	菅原	浮孔西
448人	57人	67人	13人	57人	73人	94人	33人	54人

(平成20年5月1日現在)

## 〔 施策の体系 〕

### 幼児教育の充実

- ―(1)教育内容の充実
- ―(2)施設・設備の充実
- ―(3)人権を尊重した幼児教育の推進
- ―(4)特色ある園づくりの推進
- ―(5)子育て支援の推進

## 〔 施策の展開 〕

### (1)教育内容の充実

豊かな心を持ち、心身ともに健全な幼児を育成するため、個々に応じた幼児教育を推進します。そして、教職員の人事評価を進め、教育の質の向上をめざすとともに教職員個々の資質の向上を図るため、研修の場と機会を積極的に設定します。

### (2)施設・設備の充実

施設・設備の充実・改善を図り、良好な教育環境を構築し、教材や教具等の整備・充実に努めます。

「大和高田市立認定こども園構想(平成19年8月策定)」に基づき、市立幼稚園・市立保育所の枠を越えて市全体の就学前子ども施設を再構築し、地域性等を勘案しながら再編・整備を推進します。

### (3)人権を尊重した幼児教育の推進

「大和高田市人権施策に関する基本指針(平成18年3月策定)」を基盤に、すべての幼児が心身ともに安定し、将来への明るい展望がもてるよう自尊感情を育み、協同的な活動を通して耐性や自己コントロールする力を養うように取り組みます。

障害のある子や外国籍の子どもとともに生活することを通して、友だちの個性や違いを受容し、認め合うバリアフリーの心が育つよう指導の充実に努めます。

### (4)特色ある園づくりの推進

幼児教育の充実と地域社会との連携による教育環境整備に取り組むため、さまざまな人との交流や身近な自然とのふれあいの場を設定し、開かれた園づくりに努めます。

### (5)子育て支援の推進

保護者が安心感と自信をもってわが子と向き合い、子育ての喜びや楽しさを感じることができるよう、子育て相談や交流の場の提供及び情報発信に努め、家庭の教育力再生と向上を支援します。

## 2. 義務教育の充実

### [現状と課題]

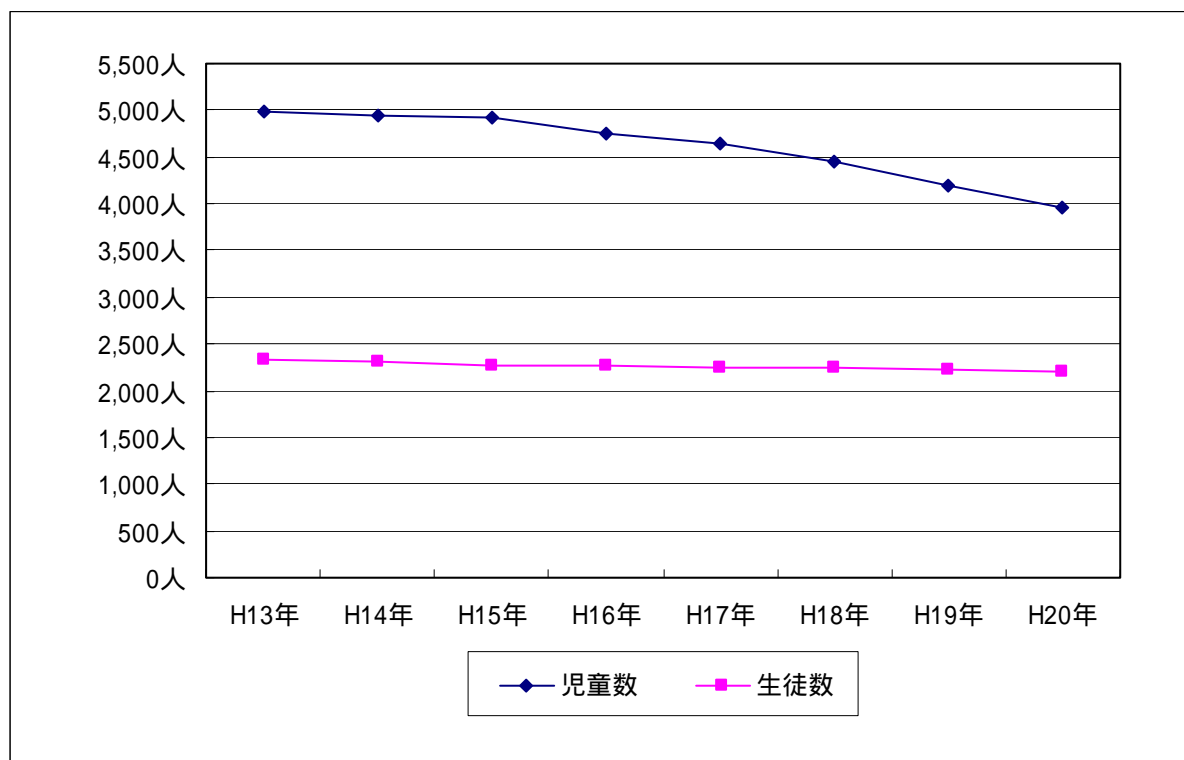
平成20年5月1日現在、小学校は8校、児童数3,968人、中学校は3校、生徒数は2,207人です。児童数、生徒数とも減少の傾向にあります。

現在の義務教育には、科学技術の進展による高度情報化や国際化、また、少子化や核家族化など社会の急激な変化への対応が求められています。特に小中学校においては、学習指導要領の改訂により、それらに即した学校教育の実施とともに教員の意識改革が必要となっています。

さらに、いじめや不登校、少年非行など心の教育の見直しが求められ、人権尊重の精神や豊かな心の育成など、生涯を通して主体的に生きていくための資質や能力を身につけるための「生きる力」を育成していかなければなりません。

そのことを受け、生涯学習の基盤となる自ら学び、自ら考える力の育成や基礎・基本の確実な定着、思いやりの心や感動する心、豊かな体験や奉仕活動を通じて規範意識を育成するために、学校は家庭や地域社会と協力し、また、関係機関との連携を強化しながら、心身ともに健全な子どもの育成をめざしています。

児童数・生徒数の推移（資料：学校基本調査 / 各年5月1日）



## 小学校児童数（資料：学校基本調査）

総数	片塩	高田	土庫	浮孔	磐園	陵西	菅原	浮孔西
3,968人	684人	604人	155人	483人	509人	640人	427人	466人

（平成20年5月1日現在）

## 中学校生徒数（資料：学校基本調査）

総数	高田	片塩	高田西
2,207人	563人	1,098人	546人

（平成20年5月1日現在）

「総合的な学習の時間」においては、児童・生徒が自ら課題を見つけ、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力の育成をめざして教科の横断的な学習を行っています。このことで、各学校が地域の特性や子どもの実態に即した適切な教育課程を編成することができるようになり、子どもが学ぶ喜びを感じ、いきいきと生活できる活力と魅力ある学校をつくっていくことが重要です。

また、社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進むなかで、朝食を取らない等の子どもの食生活の乱れが問題となっています。子どもが将来にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育ていけるよう、保護者や子どもが栄養や食事の取り方などについて正しい知識に基づいて、実践していく力や食習慣を身につける「食育」が必要となっています。

## [施策の体系]

## 義務教育の充実

- (1)時代に即した教育目標の設定とその具現化
- (2)学校施設の充実
- (3)時代の要請に応える教育の推進
- (4)生徒指導の充実
- (5)人権を尊重した学校教育の充実
- (6)特別支援教育の充実
- (7)健康・安全教育の推進
- (8)食育の推進

## [施策の展開]

### (1)時代に即した教育目標の設定とその具現化

一人ひとりの児童生徒の個性を活かし、可能性を伸長させる教育を推進し、実践力が身につく道徳教育の充実に努めます。

学校教育においては、知識や技能の習得に加え、児童生徒が学ぶ意欲をもって課題を見だし、自ら考え、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を高める「確かな学力」、他人への思いやりや感動する心をもつ「豊かな人間性」、また、「健康や体力」など、これら「生きる力」を身につける教育の充実に努めます。

「総合的な学習の時間」では、地域や学校、児童生徒の実態に応じて、調査や研究、観察や実験などの調べ学習、自然体験や社会体験学習など、各校独自の創意工夫を活かした教育活動を行っています。そこでは、国際理解と平和、情報、環境、福祉・健康や進路選択等を学習の柱に各教科で身につけた知識や技能を相互に関連づけ、よりよく課題を解決していく能力を育成します。

社会の変化に伴う保護者や児童生徒の教育に対するニーズの多様化に対応するため、教職員の資質の向上に取り組みます。

### (2)学校施設の充実

老朽化している学校施設の改修、施設・設備の充実・改善に努めるとともに、建物の耐震性の確保等の安全対策を推進します。

### (3)時代の要請に応える教育の推進

情報化・国際化社会に対応するため、コンピュータ操作やインターネット活用等で情報教育の推進を図るとともに、外国語教育の充実、特に外国語でのコミュニケーション能力の育成により国際感覚を磨き、国際理解を進展させていきます。

### (4)生徒指導の充実

個々の児童生徒の状況を把握した個別指導を充実するとともに、いじめや不登校等の課題を解決するため、学校、家庭、地域社会、関係機関等と幅広く連携し、生徒指導の充実に努めます。

### (5)人権を尊重した学校教育の充実

「大和高田市人権施策に関する基本指針」を基盤にした人権文化の創造をめざすとともに、共感と信頼に基づく人間関係のなかで、児童生徒の自己実現を図るための指導の充実に努めます。

### (6)特別支援教育の充実

障害のある児童生徒の障害の状況や発達段階等に応じた特別支援教育の充実に努めるとともに、教育相談や指導体制の拡充を図ります。

### (7)健康・安全教育の推進

児童生徒の体位・体力の向上を図るとともに、児童生徒が運動やスポーツの楽しさや喜びを体得することにより、健康でたくましい心身を育成し、生涯を通して



運動に親しめるよう健康教育の推進に努めます。

不審者又は不慮の事故から身を守るための安全教育の推進に努めます。

### (8)食育の推進

生涯にわたり健康でいきいきと生活するために、望ましい生活習慣や食習慣を身につけ、自分の健康は自分で守るという自己管理能力を育成するよう、学校を中心として家庭・地域と連携して食育の推進を図ります。

## 3.高等学校教育の充実

### [現状と課題]

本市には市立商業高校をはじめ、県立高校、私立高校がそれぞれ1校あり、高等学校教育の機会に恵まれています。市立商業高校は、平成20年4月1日現在15学級を擁し、596名の生徒が学んでいます。

昭和29年4月に開校して以来、「礼儀・清純・誠実」を校訓とし、独自の校風を培い、進学にも就職にも対応できるカリキュラムを組み、多様な進路の選択ができる高校として社会や時代の要請に応えています。

また、将来を担う人材を育成するため、学習・スポーツ・文化活動面などで、それぞれの分野における生徒の能力・適性、意欲を伸ばせるように教育の多様化にも柔軟に対応していますが、職業課程教育を担う市立商業高校としては、実社会に向けた確かな勤労観、職業観をもった人材の育成が今後ますます重要となってきます。

さらには、高度情報化・国際化・産業構造の急激な変化・少子高齢化に伴い、国際競争力のある国際感覚豊かな人材育成の教育を進める必要があります。

### [施策の体系]

#### 高等学校教育の充実

- (1)確かな学力の育成
- (2)スペシャリストの育成
- (3)心豊かな人間性の育成
- (4)特色ある学校づくり
- (5)人権を尊重した学校教育の推進

### [施策の展開]

#### (1)確かな学力の育成

学習指導要領にある基礎・基本の習得を揺るぎないものとしながら、思考力や表現力、問題解決能力が身につく教育の進展に努めるとともに、生徒に学ぶことの

楽しさを体験させ、学ぶ意欲を高めるなど、質の高い授業の実践を図ります。

## (2)スペシャリストの育成

急速な社会の変革に伴い、進学・就職構造は大きく変化していますが、将来のスペシャリストを育成するため、ビジネス活動に必須の会計活用能力、コンピュータやネットワークを活用できる情報活用能力、経済社会で強く求められている起業家精神、英語によるコミュニケーション能力などを育成・向上させるための効果的な教育活動を推進します。

## (3)心豊かな人間性の育成

自律心、思いやりの心、礼儀、生命を大切にする心、郷土を愛する心など、豊かな人間性を育むため、道徳教育を充実させるとともに、多様な体験活動の推進を図ります。

## (4)特色ある学校づくり

生徒の進路が確保できるよう、生徒・保護者や社会のニーズに合った学校づくりに努めます。

全国又は近畿レベルの各種大会や競技会で活躍する生徒を輩出できるよう、それぞれの生徒に応じた指導により特色ある能力の伸長を図ります。

進展する情報化に対応できるように、生徒のコンピュータへの認識と利用技術の能力を高めます。

経済・商業に関するスペシャリストとして必要な資格取得の指導の充実を図り、また、大学等への進学にも実力を発揮できる高等学校教育をめざします。

さまざまな機会を通じて、地域や市民との交流・連携を深め、地域に信頼される学校づくりを進めます。

## (5)人権を尊重した学校教育の推進

人間尊厳の精神に徹し、いまだ差別のある現実を認識し、差別をなくす意欲と実践力を培うとともに、「大和高田市人権施策に関する基本指針」を基盤として、部落差別をはじめあらゆる差別や偏見をなくす教育の推進を図ります。

## 第2節 魅力あふれる生涯学習社会の形成

### 1.生涯学習機会の充実

#### [現状と課題]

今日の国際化・高度情報化・少子高齢化等が進む世の中は、個人の価値観に影響を与え、そのライフスタイルも大きく変化しています。人々は、健康かつ豊かな人生を過ごすために、自由に活動し、教養を深め、生涯にわたって主体的に学習を継続できるよう求めています。

このため、人権尊重と社会連帯の精神をもとに、「いつでも、どこでも、だれでも学べる生涯学習社会」の形成をめざし、市民の多様な学習ニーズに応えられる生涯学習体系を充実していかなければなりません。

#### [施策の体系]

##### 生涯学習機会の充実

- └(1)生涯学習体系の充実
- └(2)生涯学習プログラムの充実
- └(3)生涯学習ネットワークの形成

#### [施策の展開]

##### (1)生涯学習体系の充実

市民の多様なニーズやライフサイクルに応じた学習体系を充実します。

##### (2)生涯学習プログラムの充実

市民が豊かな自己表現を果たせるよう、多様な学習ニーズに対応し、魅力的で幅広く選択できる学習プログラムを創出していきます。

##### (3)生涯学習ネットワークの形成

市民がともに学習し、情報を共有することができる生涯学習交流ネットワークの形成を図るとともに、青少年の学校外における体験学習のため、生涯学習ボランティアや公民館各施設とのネットワークの形成に努めます。

### 2.社会教育の振興

#### [現状と課題]

本市においては、中央公民館を核として土庫・菅原・陵西の各公民館で、市民の

多様なニーズに対応した講座を開設しています。市立図書館は、こうした幅広い学習活動を支える情報の提供を行い、葛城コミュニティセンターは、市民相互の連帯感を醸成する地域活動の場として活用されています。

基本的人権の尊重と社会連帯の精神をもとにし、急激に変化する社会情勢等に柔軟に対応できる知識や技術を習得するための講座、生きがいのある人生を築くための趣味や教養を高めるための講座、家庭・女性・成人・高齢者・人権教育などをテーマとした時代の要請や地域のニーズに応じた講座を開催するとともに、その内容の充実に努めなければなりません。また、積極的に活動している社会教育団体への支援や地域を担うリーダーの養成などの取組が必要です。

## [施策の体系]

### 社会教育の振興

- (1)各種講座の充実
- (2)施設の充実と活用
- (3)地域づくりリーダーの養成
- (4)図書館の整備充実

## [施策の展開]

### (1)各種講座の充実

芸術、語学、教養、趣味などをテーマとした講座を開催し、それぞれのライフステージに応じた学習の場を提供するとともに、その内容を充実します。

核家族化・少子化現象による育児経験の不足を補完するため、育児教室を開設します。

地域の国際化に対応する外国人日本語講座、情報化時代に対応したパソコン教室、男女共同参画社会を促進するためのセミナーの開催など、社会変革に対応した各種講座の充実に努めます。

市民公開講座の実現など、学習機会を拡充します。

### (2)施設の充実と活用

社会教育施設の充実を図るとともに、各施設を有機的にネットワークで結びながら、施設の利用を促進します。

### (3)地域づくりリーダーの養成

地域におけるさまざまな人材の発掘やボランティアの育成等により地域活動の担い手となるリーダーの養成を支援します。

社会教育団体の積極的な活動の支援・育成に努め、社会教育活動の核となるよう各種講座の充実に努め、地域づくりに必要なリーダーの養成を行います。

**(4) 図書館の整備充実**

基本図書、参考図書及び視聴覚資料等の更新・充実を図ります。

県内の公共図書館との連携を密にして、資料の相互貸借利用の促進に努めます。  
ホームページでの利用案内や図書検索等による情報提供の充実を図ります。

**3. 青少年健全育成の推進****[現状と課題]**

青少年を取り巻く環境は、物質的な豊かさや急速な情報化の進展に伴い、パソコンや携帯電話利用の低年齢化が進み、インターネット利用の拡大と比例して、青少年が犯罪被害に巻き込まれる事案が激増しています。

このようなメディア上の有害情報からの被害防止、いじめや不登校の解決、さらに不審者等からの安全確保が今日的な課題となっています。

こうしたなかであって、青少年一人ひとりが社会の一員としての自覚を持ち、人権尊重と平等の精神のもとに豊かな人間性を育み、自立していくためには、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって、青少年一人ひとりの個性を大切にした健全な育成環境の整備が必要となっています。

**[施策の体系]****青少年の健全育成の推進**

- (1) 相談活動の充実強化
- (2) 補導活動等の充実強化
- (3) 環境浄化活動の充実強化
- (4) 青少年活動の充実

**[施策の展開]****(1) 相談活動の充実強化**

学校や各種相談関係機関と連携し、ネットワーク化を図るとともに、専門知識・技術・経験を持った教員（指導主事）やカウンセラー（臨床心理士、相談員）、教育アドバイザー、指導員を配置し、適応指導教室や教育ガイダンスなど相談体制の充実に努めます。

適応指導教室では、通級する学校不適応児童・生徒への心理的支援や教育支援を図り、早期学校復帰に努めます。

**(2) 補導活動等の充実強化**

登下校の安全確保を図るため、学校・家庭・地域・関係機関と連携して、青色パ

トロールカーの巡回活動などによる「子ども見守り活動」の強化に努めます。  
青少年補導会や学校と連携して、巡視活動の強化に努めます。

### (3)環境浄化活動の充実強化

有害環境場所への定期的な立入調査を実施することにより、健全育成をめざした環境づくりを推進します。

青少年補導会と連携して、有害看板等の撤去作業を実施します。

### (4)青少年活動の充実

青少年センターを核とするレクリエーション活動等を活性化し、親と子のふれあいの促進を図り、地域においては、歴史や文化にふれる機会の拡充に努めます。自主的なボランティア活動やコミュニティ活動等の多様な青少年活動を支援するとともに、国際交流等への積極的な参加機会を提供し、青少年の社会参加を促進します。

## 第3節 生涯スポーツの振興

### 1. 健康・体力づくりの推進

#### [現状と課題]

健康への関心の高まりや余暇時間の積極的な活用、公共スポーツ施設の充実や市が実施する各種スポーツ教室の定着、民間スポーツクラブ開業等により、生涯を通してスポーツを楽しむ市民が増加しています。その傾向は、競技スポーツから個人やグループを中心とした健康増進・体力づくりを目的としたものに少しずつ移行しています。

市民の健康増進の一環として開催している市民体育大会や市民マラソン大会が定着しており、だれもが気軽にスポーツやレクリエーションに参加することができます。

今後は、各種のスポーツ教室やスポーツ大会の開催、スポーツ指導者の養成やスポーツ団体の育成を通して、生涯スポーツの底辺の拡大を図る必要があります。

#### [施策の体系]

##### 健康・体力づくりの推進

- └ (1)スポーツ教室等の充実
- └ (2)スポーツ大会の充実

#### [施策の展開]

##### (1)スポーツ教室等の充実

児童から中高年に至るまで、個人でできる健康・体力づくりや競技スポーツの振興を図るため、幅広いスポーツ教室等を開催し、スポーツに親しめる機会を通して青少年の健全育成や体位・体力・運動能力の向上、中高年の運動不足解消や健康増進を図るなど、生涯スポーツの底辺の拡大に努めます。

##### (2)スポーツ大会の充実

春は種目別競技、秋は陸上競技レクリエーションを中心とした市民体育大会を開催し、スポーツを通して市民間の交流、自己表現の機会の創出に努めます。

家族そろって気軽に参加できる健康づくりの一環として、市民歩こう会の開催やスポーツ・レクリエーション祭を開催し、市民の健康増進と生涯スポーツの啓発を推進します。

### 2. 施設の整備充実

### [現状と課題]

市民の自主的なスポーツ活動の場として、総合体育館や総合公園、コミュニティプール等の中核的なスポーツ施設の有効活用と総合体育館の整備を図るとともに、コミュニティスポーツ広場として学校施設を開放するなど、生涯スポーツ施設の充実が必要です。

### [施策の体系]

#### 施設の整備充実

- └ (1) スポーツ施設の整備充実
- └ (2) 学校施設等の開放

### [施策の展開]

#### (1) スポーツ施設の整備充実

市民の憩いの場であり、生涯スポーツ活動の拠点となる総合公園の計画見直しを含め、スポーツ環境の整備充実に努めます。

地域の実態やスポーツニーズに対応するため、既設のスポーツ施設の見直しによる整備充実に図ります。

#### (2) 学校施設等の開放

身近なコミュニティスポーツ広場として、学校の校庭や体育館等の開放を進めていきます。

## 3. 推進体制の整備

### [現状と課題]

健康に対する関心の高まりや自由時間の増大などによって、生涯を通してスポーツを楽しむ人口が増加し、ライフサイクルに応じたスポーツ振興と推進のための社会的な仕組みが必要とされています。

このため、健康・体力づくりや施設の整備充実とともに、生涯学習と連携した生涯スポーツの推進体制の確立が急務となっています。

### [施策の体系]

#### 推進体制の整備

- └ (1) 生涯スポーツの計画的振興
- └ (2) 生涯スポーツ推進体制の整備



**[施策の展開]**

**(1)生涯スポーツの計画的振興**

市民と地域のニーズをとらえ、長寿社会にも対応した市民参加による生涯スポーツの計画的な振興をめざすとともに、そのための啓発に努めます。

**(2)生涯スポーツ推進体制の整備**

地域住民が主体となって自ら運営・管理する新しいタイプの総合型地域スポーツクラブの創設をめざし、クラブマネジャーの養成に取り組みます。

だれでも気軽に参加しやすい軽スポーツの普及を図るため指導者やリーダーの養成に取り組みます。

## 第4節 地域に根ざした市民文化の創造

### 1. 市民文化活動の支援

#### [現状と課題]

文化芸術活動の主体は市民であり、自主性や個性を尊重しながら、地域における活動の活性化を図るための環境を整備することが必要です。本市においては、文化会館や公民館等などの文化・生涯学習施設を中心として市民による質の高い文化活動が盛んに行われ、多くの催しなどが開催されると同時に、新たな文化の創造や文化の発信が活発になりました。

引き続き各種文化講座や市民参加による自主活動の推進、文化活動の場の提供など、文化発信の機運と意欲を高めていくことが必要です。

#### [施策の体系]

##### 市民文化活動の支援

- └(1)文化にふれる機会の創出
- └(2)交流・発表の場の創出
- └(3)地域文化を担う人づくり

#### [施策の展開]

##### (1)文化にふれる機会の創出

文化活動の主体が市民であることを基本としながら、文化会館での企画立案による文化にふれる機会の創出に努めます。

##### (2)交流・発表の場の創出

市民による文化の交流・発表の場の環境整備により、市民文化活動や地域における文化活動の活性化に努めます。

##### (3)地域文化を担う人づくり

市民参加による手づくり文化と地域文化創造を推進し、市民文化発信の基盤整備に努めます。

### 2. 地域文化ネットワークの形成

#### [現状と課題]

文化会館は、市民文化活動の拠点であり、文化情報の発信基地としての機能を担っています。

現代の情報社会にあっては、ネットワークの構築による情報の発信が重要な要素であり、文化施設間での催し物の情報交換や文化団体との連携等により、多くの市民に文化芸術にふれ親しむ機会を提供できる環境づくりを推進することが必要です。

#### [施策の体系]

##### 地域文化ネットワークの形成

- (1)施設ネットワークの充実
- (2)文化情報ネットワークの充実
- (3)地域文化交流ネットワークの充実

#### [施策の展開]

##### (1)施設ネットワークの充実

文化施設間の情報交換や連携による文化芸術の情報発信の強化を図ります。

##### (2)文化情報ネットワークの充実

文化情報発信基地としての機能を高めるために、情報の収集やネットワークの充実に努めます。

##### (3)地域文化交流ネットワークの充実

文化会館が培った技術や情報を活かし、市民による文化芸術活動の支援・協力の充実に努めます。

### 3. 歴史を活かすまちづくりの推進

#### [現状と課題]

本市は、二上・葛城の山並みを背景に、歴史・文化の風土を育んできた古代の横大路に代表される「道」や「商い」の歴史・文化資源を掘り起こし、古いものと新しいものの融合を図り、埋蔵文化財の公開等によって地域文化を育む風土づくりに努めてきました。

本市固有の歴史資源は、地域の貴重な共有の財産として、保全・活用していかなければなりません。歴史の道、環濠集落や社寺の杜を保全し、伝統芸能や伝統行事の継承を行い、歴史的環境を整備していくことが必要です。

### [施策の体系]

#### 歴史を活かすまちづくりの推進

- (1)歴史文化の振興
- (2)文化財の保護
- (3)歴史的環境の整備

### [施策の展開]

#### (1)歴史文化の振興

本市に残されている歴史財産を有効に活用し、多くの市民が郷土の歴史や文化に親しみ、郷土愛を育む事業の推進に努めます。

地域に伝わる伝統行事を大切に守り、伝統を支える地域づくりを進めます。

#### (2)文化財の保護

埋蔵文化財の破壊・散逸を未然に防止するため、遺跡発掘調査事業の推進に努めます。

寺院建築・彫刻・工芸品・石造物等の文化財基礎調査の実施や調査結果に基づく文化財への指定など、文化財の保護と活用を図ります。

文化財をテーマとする講演会の開催、発掘現場の公開、発掘調査情報の提供等によって、文化財保護に対する啓発に努めます。

埋蔵文化財を一定の環境条件のもとで保管するとともに、広く市民に公開し、文化財を活用した学習機会の創出に努めます。

#### (3)歴史的環境の整備

横大路や歴史の町並みの保存、環濠集落の環濠や集落形態の保存に努めるとともに、天皇陵や古墳群、緑に包まれた社寺の杜の保全を図るなど、郷土愛を育む歴史的環境の整備に努めます。

## 4. 国際交流の推進と交流基盤の整備

### [現状と課題]

本市は、わが国ではじめてオーストラリアとの間で姉妹都市提携を結んだ地方自治体です。昭和38年オーストラリアニューサウスウェールズ州リズモー市と姉妹都市になり、以来45年間交流を続け、両市の間では確かな友好関係が築かれています。また、市民交流団体等の活動によって、市民間で多くの国々との国際交流の輪が広がっています。

さらに、国際化が進展するなか、各種外国語講座に加え、本市に在住する外国人

のための「在日外国人日本語講座」も開催され、地域での国際交流も深まっています。

日本人と外国人が相互の理解を深め、外国人が暮らしやすく、活動しやすい環境の整備、多様な文化との交流による国際理解、世界的な視野をもつ人材の育成等が課題となっています。

### [施策の体系]

#### 国際交流の推進と交流基盤の整備

- └ (1)国際交流の推進
- └ (2)国際交流基盤の整備

### [施策の展開]

#### (1)国際交流の推進

姉妹都市リズムー市とさまざまな交流をし、交換留学生の派遣・受入れ、ホストファミリー（ホームステイで外国人を滞在させる家庭）の登録制度など、市民と一体になった教育・文化等による姉妹都市との交流を充実します。

市民レベルでのさまざまな国際交流活動を支援するとともに、国際交流の輪を広め、諸外国都市との親善友好に努めます。

#### (2)国際交流基盤の整備

日本人と外国人が互いの国籍や文化、習慣の違いを認め、互いの人権を尊重し、助け合い安心して生活できるまちづくりを推進するため、外国語講座や多様な文化にふれる行事等を実施し、多文化共生社会の実現に努めます。

外国人が安心して快適な生活をおくることができるよう、案内標識等の外国語表示など国際交流を支える基盤整備を進めます。

豊かな国際感覚と広い視野をもった人材を育成するため、学校教育や生涯学習などの場を通して国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。

## 保健・医療・福祉

### 第1節 子どもを育てやすいまちづくりの推進

#### 1. 総合的な子育て支援施策の展開

##### [ 現状と課題 ]

近年、核家族化や都市化の進展、女性の社会進出などを背景にして、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化し、経済的、社会的要因も含めて出生率が低下し、少子化が進んでいます。

このような少子化の進行は、子どもの健全な発達に必要な自主性や社会性を集団生活の中で育む機会を減少させるとともに、将来の社会活力の低下や社会保障制度の維持の問題など、子どもあるいは社会全体に与える影響が懸念されています。

本市においてもその傾向が進行しており、平成 20 年 4 月 1 日現在の就学前児童数は 3,116 人、平成 13 年に比べて約 1,600 人の減少となり、さらに合計特殊出生率が 1.19 (平成 19 年、全国 1.34) と減少傾向にあり、少子化に歯止めがかからない状況です。

また、社会問題になっている児童虐待も増加しています。その要因のひとつとして、核家族化や少子化の進行、急激な社会状況の変化などにより、家庭や地域での養育機能が低下し、子育てに不安や困難さを感じる保護者が増えてきたことが考えられます。

このような状況において、子育てに関する多様なニーズを受け止め、安心して子どもを産み、育てられる地域社会を実現するために、地域全体で子育て支援に取り組んでいく必要があります。

本市では、次代の担い手となる子どもを、住み慣れた地域で、安心して産み、育てられるまちづくりをめざすため、今後の次世代支援施策の方向性や目標を総合的に定めた「大和高田市次世代育成支援行動計画」を平成 17 年 3 月に策定し、行政のさまざまな分野での取組を推進しています。

##### [ 施策の体系 ]

#### 総合的な子育て支援施策の展開

- (1) 相談・支援体制の充実
- (2) 児童健全育成環境の整備
- (3) 少子化対策の推進
- (4) 母子保健サービスの充実

## 〔施策の展開〕

### (1)相談・支援体制の充実

保護者の抱える不安や悩みの解消や、子育てについての知識や情報を広く伝えられる身近な地域での相談機能を充実します。

各相談機関の連携強化により、多様な子育て支援サービスに関する総合的な情報提供及び利用援助を行う体制を整備し、「子育てサークル」等の育成・充実に努めます。

児童虐待に対する早期発見と適切な保護を図るために、各関係機関のネットワークの連携による支援体制の充実に努めます。

### (2)児童健全育成環境の整備

子どもたちの健全な成長を支えるため、子どもの立場にたった遊び場、自然と人とのふれあいの場や児童館をはじめとする施設の充実を図るなど、子どもの人権が尊重される環境づくりを進めます。

知識の詰め込みに偏ることなく、豊かな感性と人を思いやる心を育てる教育、子ども同士が集い、のびのびと過ごせる場づくりを推進します。

### (3)少子化対策の推進

「大和高田市次世代育成支援行動計画」に基づき、地域の実情に応じた子育て支援策の体系的な整備を図り、子育て支援を総合的・計画的に推進し、「次代を担う子ども達の健やかな成長を支援し、また、子どもを持つこと、育てることに喜びや大きな価値を感じることのできる社会」の実現をめざします。

### (4)母子保健サービスの充実

妊娠中の母子の健康相談や健診、育児への支援等の充実を図ります。

第2節第5項の健康づくり・保健活動の充実(P.66)で記述

## 2. 保育サービスの充実

### 〔現状と課題〕

本市には市立保育所が9か所、私立保育所が4か所の13か所が設置されており、平成20年4月1日現在の入所児童数は1,059人と少子化の影響が見られます。

少子化の背景のなかには、子育ての経済的負担や精神的・身体的負担が大きいこと、女性の社会進出による晩婚化、子育てと仕事の両立の困難さなど、価値観やライフスタイルの多様化がみられます。

そのため、子育て支援策の充実とともに親の就労状況にかかわらず受け入れて教育・保育を一体的に実施する施設の整備が課題となっています。

このようななか、本市は平成19年8月に「大和高田市立認定こども園構想」を策定し、これに基づき幼稚園・保育所の枠組みを越えた新たな就学前子ども施設の整備を推進する方針としています。

保育所児童数(資料:保育課)

公立	高田	片塩	土庫	天満	北	みどり	浮孔	磐園	高田西
754	77	94	42	81	101	45	124	86	104
私立	つぼみ	よのもと	三倉堂	かなえ					
305	84	97	39	85	(平成20年4月1日)				

## [ 施策の体系 ]

### 保育サービスの充実

- └ (1)保育サービスの充実
- └ (2)就学前子ども施設の整備

## [ 施策の展開 ]

### (1)保育サービスの充実

子育て家庭のライフスタイルにあった多様なニーズに対応するため、延長保育、低年齢児保育、一時保育などの保育サービスの充実を図ります。また、保育所等の施設を地域の子育ての拠点として、さまざまな支援や情報を提供するなど、子育て家庭への支援充実に努めます。

### (2)就学前子ども施設の整備

「大和高田市立認定こども園構想」に基づき、高田幼稚園と高田保育所を再編し、幼保連携型の「認定こども園」の開設を推進します。また、他の施設についても地域性等を勘案しながら、再編・整備を推進します。

## 3. 母子・父子福祉の充実

### [ 現状と課題 ]

家庭を取り巻く生活・社会環境の変化に伴い、離婚や死別等による母子・父子家庭が増加傾向にあり、特に若年離婚母子家庭が増加しています。

母子家庭だけでなく父子家庭を含めたひとり親家庭に対する子育て支援、生活支援策や就労支援策を展開するための相談・指導体制や情報提供体制の構築が必要で



す。

### **[ 施策の体系 ]**

#### **母子・父子福祉の充実**

- └ (1) 経済的自立の支援
- └ (2) 相談・指導事業の充実

### **[ 施策の展開 ]**

#### **(1) 経済的自立の支援**

ひとり親の社会的事由による子育て不安の解消や、生活支援を行うための制度啓発、母子家庭の母に対する福祉資金、職業訓練等への支援施策、児童扶養福祉制度などの啓発・周知を図り、経済的自立の支援や生活的自立の支援に努めます。

#### **(2) 相談・指導事業の充実**

ひとり親家庭の育児をはじめ、生活全般、就労などのさまざまな悩みに対する相談指導体制を充実し、就労機会の拡充に努めます。

## 第2節 安心と健康、生きがいのある福祉社会の実現

### 1. 高齢者福祉の充実

#### 〔現状と課題〕

わが国は、平均寿命の大幅な伸びと出生率の低下により、急速に少子高齢化が進んでいます。平成18年10月のわが国の人口推計結果(総務省統計局各年国勢調査報告)によると、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は20.8%となっています。

本市においても、平成20年4月1日現在、住民基本台帳人口における65歳以上の高齢者数は14,824人で、高齢化率は20.9%になっています。

このように高齢化がますます進行するなかで、平成27年には日本の高度成長を担ってきた「団塊の世代」が65歳以上の高齢者になる時期を迎えることから、新しい「高齢者像」を視野に入れた高齢者対象の事業の見直しが課題となっています。

本市では、「老後は住み慣れたところで安心して暮らすこと」をめざし、高齢者福祉に取り組んできました。介護保険制度が「2015年の高齢者介護(平成15年厚生労働省発表)」に基づいて改正されたことに伴い、平成18年3月に「第3期大和高田市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、これまで取り組んできた保健・医療・福祉・介護に係る取組の成果も踏まえながら、地域の実態や高齢者のニーズを的確に取り入れた施策の展開を図っています。

また、「地域包括支援センター」を中心とし、すべての市民がいくつになっても健康で活力ある生活をおくれ、支援が必要になっても、自分らしい生活を続けられるまちをめざし、「地域支援事業」、「新予防給付」、「地域密着型サービス」など新たなサービスの充実に努めています。

高齢者が住み慣れた地域・家庭で「心身ともに健康で介護を必要とする状態を可能な限り予防しながら、尊厳をもって暮らせる支援体制の強化」が今後ますます重要な課題となっています。

一方、認知症高齢者など、判断能力の不十分な方への安定した福祉サービスの提供に向けた成年後見制度の利用を促進し、地域社会全体による見守りと支え合う組織的な協力体制づくりを推進していくことも必要です。

## 【施策の体系】

### 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の健康で自立した生活づくり
- (2) 要介護者や要支援者が安心な暮らしづくり
- (3) 活力ある高齢期の生きがいづくり
- (4) 認知症になっても住み続けられるまちづくり
- (5) 高齢者の生活を支える支援づくり

## 【施策の展開】

### (1) 高齢者の健康で自立した生活づくり

65歳以上のすべての高齢者を対象として実施する「地域支援事業」、要介護認定で要支援1・2と認定された要支援者を対象として実施する「新予防給付」により、高齢者の健康づくり・疾病予防・介護予防の自覚を高め、それを実践していくための仕組みづくり・支援体制構築に重点的に取り組めます。

### (2) 要介護者や要支援者が安心な暮らしづくり

高齢者一人ひとりが尊厳をもって暮らせることを重視し、その人らしい生活ができる介護サービスの提供に努め、生活の質の向上、生活機能の保持・改善につながる支援を充実していきます。また、「地域密着型サービス」の提供により、要介護者の生活・介護における緊急時・将来の不安を取り除き、住み慣れた家庭・地域で暮らし続けられるよう支援します。

### (3) 活力ある高齢者の生きがいづくり

高齢者が、その豊かな経験や技能を活かし、希望するさまざまな活動に取り組むことによって、さらなる自己実現を図ることができるような生きがい対策を充実していきます。また、地域を離れて働いていた人たちの定年退職後の生きがい対策や住民同士の交流の在り方を検討していきます。

### (4) 認知症になっても住み続けられるまちづくり

認知症になっても、住み慣れた環境を離れることなく、安心して支援を受けられるサービスの提供方法の確立、住環境の整備など一体的に推進し、認知症高齢者の尊厳が守られたケア体制の確立に努めます。また、適切な認知症ケアの確立、地域で支え合える体制の確立をめざして、市民・サービス従事者に対する認知症に関する啓発・教育を推進します。

### (5) 高齢者の生活を支える支援づくり

高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険サービスや福祉サービス等の公的サービスの充実だけでなく、身近な地域での見守りや支え合いが行われる地域づくりや地域福祉を推進します。また、高齢者自らが支援の担い手と

してボランティア活動に参加することで、生きがい活動の一環となる取組が行われるよう支援に努めます。

## 2. 障害のある人の福祉の充実

### 〔現状と課題〕

本市における障害のある人は平成 19 年度末で 5,145 名を数え、年々増加の傾向にあります。こうした状況に対応するため、すべての人が地域社会で明るく安定した生活がおくれるよう、障害のある人に対する理解と認識を深めるとともに、必要な福祉サービスや相談支援を計画的に提供することをめざし、保健・医療・福祉の連携のもと福祉施策を進めています。

平成 15 年 4 月から、「措置制度」から「支援費制度」に移行し、利用者が自ら選択して福祉サービスを利用できるようになり、利用者数が飛躍的に増加しました。

さらに平成 18 年 4 月に施行された「障害者自立支援法」によって、障害の種別にかかわらずサービスの利用を一元化することや公平な負担、就労支援の強化、サービスの支給決定の透明化などを実施するとともに、市町村は身近で中心的な役割を担うこととなり、地域における相談支援体制を一層充実・整備していかなければなりません。

また、地域全体で障害のある人を支えるため、障害者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療関係などの地域ネットワーク（地域自立支援協議会）の強化を進め、関係機関が一体となって総合的な取組を進める必要があります。

本市では、平成 19 年 3 月「大和高田市障害者福祉基本計画」を策定し、これに基づき障害のある人のニーズと地域の実態に沿いながら、中長期的展望に立った体系的な障害のある人の福祉の推進を図っています。

障害の有無にかかわらず、すべての人々が平等に社会の構成員として、自立した生活や社会参加ができるノーマライゼーションの理念のもとで、地域における生活支援の充実、自立支援・就労支援の充実、「共に生きる社会」の実現をめざしていかなければなりません。

**[ 施策の体系 ]**

**障害のある人の福祉の充実**

- (1)啓発・広報活動の推進
- (2)生活支援の拡充・推進
- (3)生活環境の整備
- (4)教育・育成の推進
- (5)雇用・就業の支援
- (6)保健・医療の推進
- (7)情報提供・コミュニケーション支援の推進

**[ 施策の展開 ]**

**(1)啓発・広報活動の推進**

障害のある人の人権が尊重され、障害のある人が地域社会のさまざまな活動に参加し、いきいきと生活できるように、障害や傷害のある人への理解を深めるための啓発活動の推進に努めます。

**(2)生活支援の拡充、推進**

障害のある人や家族からの相談に応じ、在宅サービスの充実や経済的自立の支援に努めるとともに、スポーツ・文化活動の推進を通じて生活支援に努めます。また、必要な福祉サービスを受けていない場合等の状況を改善するため、関係機関等と連携しながら生活支援の拡充、推進に努めます。

**(3)生活環境の整備**

ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりをめざし、交通機関、道路、各種施設等のバリアフリー化を推進するとともに、災害時等の不安の解消に努め、すべての人が安心して安全な日常生活をおくることのできるまちづくりを推進します。

**(4)教育・育成の推進**

保育や教育の場で、障害のある子どももない子どもも共に学べる環境づくりの実現に努めます。また、療育機関、学校、行政が連携して、乳幼児期から学校卒業まで一人ひとりの実態やニーズに応じた支援を確実に受けることができるような体制づくりに努めます。

**(5)雇用・就業の支援**

事業者等の理解と協力を得ながら、職場実習等の機会の拡充などにより障害のある人の就労支援、就労継続支援の推進に努めます。

公共職業安定所等と連携を深めるとともに、企業等に障害のある人の雇用の促進を支援します。

授産施設・福祉作業所等の新体系への移行を支援します。

**(6)保健・医療の推進**

障害の早期発見と早期治療に努めるとともに、障害のある人が必要な医療を受けられるよう関係機関と連携しながら、各種健診、各種教室、訪問指導等の推進を図ります。

**(7)情報提供・コミュニケーション支援の推進**

行政情報については、障害のある人に配慮した情報提供を行うことにより、情報のバリアフリー化を推進します。

手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣事業を推進するとともに、これらの養成講座や講習会を支援し、障害のある人のコミュニケーションに関する支援を推進します。

**3. 低所得者福祉の充実**

**[ 現状と課題 ]**

平成19年度末現在の生活保護世帯数は926世帯、生活保護人員は1,260人で、人口1,000人当たりの保護者数は18.18人となっています。

生活困窮者に対して、健康的で文化的な生活を保障するため、生活保護法が最後のセーフティネットとして位置づけられています。そのため、高齢者で年金や親族からの援助がない世帯、傷病や障害などによって就労が困難な世帯、その他経済的自立が困難な世帯などが生活保護の対象になっており、生活保護法に従い適正に対処しています。

生活保護法の本来の目的である健康で文化的な生活を保障したうえで、自立を助長する施策の充実が必要です。

**[ 施策の体系 ]**

**低所得者福祉の充実**

- ├ (1)自立更生への支援
- └ (2)生活指導・相談の強化

**[ 施策の展開 ]**

**(1)自立更生への支援**

社会福祉協議会やハローワーク等と連携を図り、就労の斡旋や雇用の促進に努め、低所得者の経済的向上に向けた自立更生を支援します。

**(2)生活指導・相談の強化**

社会福祉協議会等の関係機関との緊密な連携を図り、生活指導の強化に努めます。

## 4. 社会保障の充実

### 〔現状と課題〕

少子高齢化の急速な進展のなか、高齢者の増加に伴う医療費の急激な伸びに対応するため、平成20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく75歳以上の高齢者を対象とする「後期高齢者医療制度」が創設され、医療保険者は高齢者とともにこの制度を支えていくこととなります。また、国民健康保険事業は、年々高度化・多様化が進む医療技術に伴い医療費も増加し続け、依然として運営は厳しい状況が続くものと予測されます。

このため、医療費の適正化対策や国民健康保険税の適正な賦課・徴収、保健・医療・福祉が一体となった保健事業の推進と国民健康保険事業の健全な運営が求められています。

また、同法に基づき、平成20年度から開始される40歳から74歳までの被保険者を対象とする「特定健診・特定保健指導」の実施に伴う保健指導体制の整備等が新たな課題となっています。

本市の平成19年度末の国民健康保険

加入世帯数：13,855世帯

被保険者数：26,732人

(うち老人保健医療受給者4,818人)

国民年金は、老後の安定した生活を支えるうえで欠くことのできない制度であり、長期間にわたる賃金や物価などの社会経済の変動に対応し、一人ひとりの老後の生活を確実に保障する制度です。

また、近年、少子高齢化が進むなか、本格的な高齢化社会に向けて、さらなる年金制度の安定を図るため、数次の制度改革が行われてきました。

しかし、年金制度に対する無関心や不信感などが影響し、未加入者・未納者が増加し、その対応策が今後の課題となっています。

本市の平成19年度末の国民年金第1号被保険者数：12,106人

### 〔施策の体系〕

#### 社会保障の充実

- (1) 国民健康保険事業の推進
- (2) 国民年金制度の推進

## 〔施策の展開〕

### (1)国民健康保険事業の推進

各種広報や医療費通知などによって、国民健康保険制度に対する理解や医療費に対する関心を高めるとともに、診療報酬明細書（レセプト）の点検調査の充実や被保険者への指導等による医療費適正化を推進します。また、被保険者の利便性とサービス向上の一環として、被保険者証のカード化を実施します。

国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、医療費に見合う保険税の適正な賦課総額の確保・徴収に努めるとともに、納税意識の高揚や徴収体制の充実を図り、保険税収納率の向上に取り組みます。

「大和高田市特定健診・特定保健指導実施計画」に基づき、保健・医療・福祉・介護と連携し、被保険者の健康状況を把握し、適切な保健指導を推進します。

国民健康保険診療施設の天満診療所では、市南部地域の医療拠点として、住民の健康保持・増進のため、保健事業の推進を行うとともに、施設の整備及び診療をより充実します。

### (2)国民年金制度の推進

将来の低年金・無年金者をなくすため、国民年金制度に対する理解、関心を高めってもらうよう制度の周知に努めます。また、日常の年金相談の充実や、広報誌などによる啓発を推進します。

## 5 . 健康づくり・保健活動の充実

### 〔現状と課題〕

急速な高齢化と出生率の低下、生活習慣の多様化に伴う疾病構造の変化、情報化社会における価値観の多様化、また、核家族化の進行や地域連帯感の希薄化などにより「健康」や「母子」を取り巻く環境は変化し続けています。

さらに、生活習慣病の低年齢化が進むなか、乳幼児期・少年期からの健康的な生活習慣の確立、青壮年期の健康づくり、健やかな老後に向けての健康寿命の延伸・介護予防など生涯を通じた総合的な保健対策が必要とされています。

市民が健康でいきいきしたまちづくりを推進し、生活の質の向上を実現するために、「元気はつらつ大和高田 21」（平成 16 年 3 月策定）による目標設定とともに、保健・福祉・医療の関係団体の連携を含めた、疾病予防対策や保健サービスの充実、地域ぐるみの健康づくり事業の展開が必要となっています。



## 【施策の体系】

### 健康づくり・保健活動の充実

- (1)生涯を通じた健康づくり事業の推進
- (2)母子保健事業の充実
- (3)成人保健事業の充実
- (4)疾病予防対策の充実
- (5)個別指導の充実

## 【施策の展開】

### (1)生涯を通じた健康づくり事業の推進

「元気はつらつ大和高田 21」に基づき、壮年期（30歳～64歳）の死亡の減少、健康寿命を延ばすこと、生活の質を向上させることをめざし、関係団体、地域と連携しながら、健康づくりの環境を整え、支援します。また、「栄養」「運動」「こころ」「たばこ」「アルコール」「歯」「生活習慣病」の7つの分野で具体的な取組を提示するとともに、ライフステージごとの健康目標を設定し、生活習慣の改善及び健康づくりを推進します。

### (2)母子保健事業の充実

母子健康手帳交付時における妊婦指導や健康相談（母子健康手帳交付会）、ウェルカムベビー教室、助産師による健康相談訪問及び妊産婦相談を行い、安心して出産できるよう支援します。

出産後に新生児・産婦訪問や母子健康管理カードによる把握及び乳幼児健診を行い、安心して育児できるように支援します。

乳幼児の発達段階に応じて、乳幼児健康診査を実施するとともに、親子の健康管理、発達支援育児や栄養相談、乳幼児の事故防止等を支援する体制づくりに努めます。

離乳食教室（もぐもぐ）、2歳児歯科健診を実施し、乳幼児の健康的な食習慣の確立とむし歯予防の対策を強化します。

将来、子どもを産み、育てていく世代と現在子育てをしている世代が心身ともに健康を維持・増進できるよう関係機関との連携を強化します。

### (3)成人保健事業の充実

「高齢者の医療の確保に関する法律」による平成20年4月からの保健制度の大幅な改革に伴う、新たな事業を推進します。

生活習慣病の低年齢化が進むなか、働き盛りの青壮年期からの生活習慣病の予防、健やかな老後に向けての介護予防など、関係機関との連携を強化しながら保健対策に取り組みます。

#### (4) 疾病予防対策の充実

乳幼児や児童生徒を対象とした予防接種の徹底に努め、伝染のおそれがある疾病の予防及びまん延の防止に努めます。

高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種を実施し、インフルエンザの予防及びまん延の防止に努めます。

#### (5) 個別指導の充実

個別対応の必要な妊産婦から新生児・乳幼児・成人に対して、電話・来所・訪問等により、個々の実態に即した適切な指導に努め、不安の軽減、健康増進対策を進めます。

### 6 . 地域医療体制の充実

#### [ 現状と課題 ]

本市における公立の医療機関は、市立病院をはじめ、葛城地区休日診療所・天満診療所の3か所があります。

市立病院は診療科目13科、ベッド数は320床を確保しており、地域の中核病院として、また、災害拠点病院としての使命を果たすため診療体制の充実を図っています。また、多様化する医療ニーズに対応するため、高度医療機器の整備や療養環境の改善も年次計画的に実施しています。

全国的に大きな社会問題となっている医師及び看護師不足は、市立病院においても重大な問題となっており、その影響を最小限とするため関係機関等に働きかけを行うなど、人材の確保に努めています。経営の健全化については、抜本的な制度改革も視野に入れた検討が必要となっており、大きな課題となっています。

市立看護専門学校では、看護師として地域の医療をはじめ保健・福祉に貢献できる人材の育成を続けていますが、常に時代の要請に即した質の高い看護専門教育を推進することにより、この面からも地域医療の発展を促進する必要があります。

また、天満診療所の整備充実や休日診療の確保、救急医療体制の確立など、地域医療体制の充実が大きな課題となっています。

#### [ 施策の体系 ]

##### 地域医療体制の充実

- └ (1)市立病院の充実
- └ (2)地域医療体制の充実

#### [ 施策の展開 ]

### (1)市立病院の充実

地域の中核病院、災害拠点病院としての使命を果たすため、診療内容の充実及び高度化、医師や看護師等の確保に努めることにより、良質な医療環境の整備の充実を図ります。特に県内の産科医療に果たす役割は、たいへん重要なものがあり、県と協力しながら、今後も市民及び地域住民の産科医療の充実に努めます。

臨床研修病院の認定を受け、初期研修を実施することにより、若い有能な医師の育成と人材確保に努め、救急医療体制の充実を推進します。さらに看護職員の増員により、新しい看護配置基準に柔軟に対応し、きめ細かい看護の提供及び医療体制の安定確保に努めます。

退院後を在宅で療養できるよう、看護の援助や療養生活上の指導、相談業務の充実に努めます。また、予防医学の発達に伴う健診体制を充実し、疾病の予防及び早期発見に努めます。

### (2)地域医療体制の充実

「病診連携」・「病病連携」の体制を強化・充実するため、市立病院と市内医療機関との「病診連携の会」をさらに発展させ、地域医療体制の充実に努めます。

休日における初期救急医療を確保するため、葛城地区休日診療所による休日診療の確保に努めます。

市内医療機関との連携による救急医療体制の整備・充実に積極的に取り組みます。

## 人権尊重の社会

### 第1節 人権文化の創造

#### 1. 人権擁護の推進

##### [現状と課題]

本市では昭和49年に市議会で「人権擁護都市宣言」が採択され、平成9年3月には「大和高田市人権擁護に関する条例」を制定、平成12年3月に「人権教育のための国連10年・大和高田市行動計画」を策定し、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めてきました。また、平成18年3月には、今後の大和高田市の人権施策推進の基本となるものとして「人権施策に関する基本指針」を策定し、21世紀が人権の世紀といわれるように、人権が尊重される明るく豊かな地域社会づくりを進めています。

国においても、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」をはじめ、「児童虐待の防止等に関する法律」、「男女共同参画社会基本法」、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」などが相次いで施行され、あらゆる人権擁護、保護のための対策が整備されつつあります。

しかし、このような取組にもかかわらず、依然として差別事象や人権侵害が繰り返され、特に高度情報化社会を反映して、インターネットや携帯電話上での掲示板に悪質、陰湿な差別書き込みが多発するなど、新たな問題も起こっています。その差別書き込みのなかでも、部落差別にかかわるものが大半を占めています。同和問題に関しては、特別法の失効が同和問題の終焉ととらえられる傾向が見受けられますが、起こっている差別事象からも、差別意識は根深く残っていると考えられ、今後も引き続き、その解決に向けた取組が必要です。

また、女性や子ども、高齢者、障害のある人、外国人など、さまざまな人権問題に焦点をあて、社会的弱者といわれる人々に対する差別や偏見をなくすための施策を推進することが必要です。

##### [施策の体系]

##### 人権擁護の推進

- (1) 啓発活動の充実
- (2) 研修会・集会の充実
- (3) 推進体制の整備
- (4) 人権文化が確立された社会をめざして

## 〔施策の展開〕

### (1)啓発活動の充実

あらゆる人権問題について、正しい理解を深めるとともに、より一層人権意識の高揚を図るために、あらゆる機会をとらえて積極的な啓発活動を展開します。

毎月11日の「人権を確かめあう日」の一層の定着と、人権意識の深化をめざし、広報誌での啓発、街頭啓発を継続・充実します。

「大和高田市人権擁護に関する条例」の理念を実現するためにも、市民の主体的で積極的な参画を図りながら、幅広い啓発活動の活性化をめざします。

### (2)研修会・集会の充実

市民一人ひとりが人権について正しく理解し、人権意識の高揚が図れるような学習機会の提供に努めます。また、「人権を確かめあう日」や「差別をなくす強調月間」の市民集会にも多く市民が主体性をもって参加できるように創意工夫を図ります。

### (3)推進体制の整備

あらゆる差別撤廃に向け、人権意識の高揚・啓発に積極的に取り組むため、人権啓発推進協議会や人権擁護委員協議会、奈良県市町村「啓発連協」などとの連携を深めます。また、市においては、人権啓発推進本部を核として、行政のさまざまな分野での連携・協働を深め、効果的、効率的な推進に努めます。

### (4)人権文化が確立された社会をめざして

人権文化が確立された社会の実現には、一人ひとりが人権を尊重する意識を持ち、日常生活で実践することが大切です。これらの実現のためには、行政だけでなく地域社会や家庭、企業など、あらゆる場で人権が大切にされるように、自分の人権だけでなく他人の人権も尊重されたまちづくりをめざします。

人権相談の充実を図り、人権擁護を推進します。

## 2. 非核・平和の推進

### 〔現状と課題〕

本市は、昭和60年12月に「非核・平和都市宣言」が市議会で採択され、核を「もたず、つくり、もちこませず」の非核三原則の完全実施を願うとともに、あらゆる国のあらゆる核兵器の全面撤廃と軍縮の推進による人類永遠の平和の樹立を希求しています。

戦後60余年が経過し、戦争体験の風化とともに平和への貴重な教訓が希薄となっていくことが懸念されています。

**[ 施策の体系 ]**

**非核・平和の推進**

**[ 施策の展開 ]**

**(1)非核・平和の推進**

世界から核兵器を廃絶し、世界の恒久平和を願う「非核・平和都市宣言」の精神に基づき、宣言の趣旨の普及や啓発により、市民意識を醸成します。

## 第2節 男女共同参画社会の実現

### 1. 人権尊重にもとづく男女平等意識の浸透

#### 〔現状と課題〕

男女共同参画社会を実現するため、平成9年に「大和高田市男女共同参画プラン ビッグステップ」を策定し、平成11年には、市の推進体制として「大和高田市男女共同参画推進本部」を設置、平成14年には、「大和高田市男女共同参画推進条例」を施行しました。さらに、平成15年には、条例の理念を具体的に進めていくために、「大和高田市男女共同参画推進市民会議」を発足させ、市民と一体となった施策の推進に取り組んでいます。

しかし、実質的な男女共同参画社会を実現するには、法や制度の整備とともに、家庭や職場、地域など社会のあらゆる分野を社会的性別（ジェンダー）の視点でとらえることが必要であり、社会のあらゆる分野には、いまなお固定的な性別役割分担意識や性差別があり、男女の格差が残ると同時に、女性の社会参画はまだまだ進んでいません。

そこで、平成9年に策定した「大和高田市男女共同参画プラン ビッグステップ」が計画最終年度（平成18年度）を迎えたことを受け、今後、さらに男女がいきいき暮らせる社会とするために、さまざまな課題の解決に向けた「大和高田市男女共同参画プラン ビッグステップ（第2次）」を平成19年3月に策定しました。

市自らが男女共同参画を推進するモデル的な事業所として、男女がともに活躍できる職場づくりをより一層進め、行政と地域を構成するすべての人が連携、協働し、真の男女共同参画社会実現に向け取り組んでいかなければなりません。

#### 〔施策の体系〕

##### 人権尊重にもとづく男女平等意識の浸透

- └ (1)男女平等意識の浸透
- └ (2)男女平等、男女共同参画に関する教育の充実

#### 〔施策の展開〕

##### (1)男女平等意識の浸透

社会的性別による差別解消に向けた意識改革のための啓発を、重要課題として取り組みます。

性別で判断することから生じる思い込みや偏見をなくし、男女平等や男女共同参画についての正しい知識や自立の意識を地域や事業所、家庭に浸透させるために、

「男女共同参画推進市民会議」と協働して、男女平等意識の浸透を進めます。社会的性別にとらわれない表現の推進や情報の受け手側の意識を高めます。国内外の男女共同参画に関する動向等について情報の収集と提供を行います。

## (2)男女平等、男女共同参画に関する教育の充実

保育所、幼稚園、学校における男女平等、男女共同参画の視点に立った教育を進めます。

保育所、幼稚園、学校の運営における男女共同参画を進めます。

男女が互いを尊重し、生命を大切にするとする人権教育としての性教育を行い、発達段階に応じた性に対する正しい理解の浸透を図ります。

男女が生涯を通じて個人の尊厳と男女平等の意識を高めることができるような学習機会の充実を図ります。

だれもが参加できるような社会教育や生涯学習の環境の整備を図ります。

## 2. あらゆる分野への男女共同参画の推進

### 〔現状と課題〕

政治、経済、社会、文化などのあらゆる分野で男女双方の意見や考え方が対等に反映されることは、男女共同参画社会形成にあたって極めて重要です。

しかし、各種審議会、自治会、団体などのさまざまな分野で、政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいません。

また、地域活動や社会活動への参加者は女性や高齢者などが多く、性別や年齢層に偏りがあります。

さらに、就労の場では、出産による退職、賃金の格差、職務分担の違い、セクシュアル・ハラスメント、管理職への女性の登用の低さなど、さまざまな面での男女不平等が存在しています。一方、男性にとっては、性役割の観念や長時間労働などによって、家庭や地域活動への参画が進まない状況にあります。

今後、男女がともにいきいき働くことができるようにするため就労環境の整備を促進し、女性が働く意欲と能力を十分活かすことができるよう、雇用における男女平等の啓発に努めるとともに、再就労をはじめ多様な就労ニーズに対応した就労支援を進めなければなりません。

豊かで活力あるまちづくりには、政策・方針決定過程への女性の参画を積極的、計画的に進めることが重要です。より多くの男女が介護や子育て支援、防災、環境問題、地域おこし、まちづくりなどの活動に参加、参画できるよう多角的な情報提供や人材の育成など、さまざまな施策が必要です。



## 〔施策の体系〕

### あらゆる分野への男女共同参画の推進

- (1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進
- (2)男女がいきいき働ける就労の場づくり
- (3)男女がともに担うまちづくりの推進

## 〔施策の展開〕

### (1)政策・方針決定の場への女性の参画の促進

行政の政策・意思決定の場や民間の方針決定の場への女性の参画を積極的、計画的に促進します。

女性のエンパワーメントに向けた意識啓発や学習機会の提供並びに学習活動を支援し、人材育成を図ります。

女性グループのネットワークづくりの支援や活動の活性化を促進します。

### (2)男女がいきいき働ける就労の場づくり

雇用の場における男女平等を進めるための条件整備を促進します。

仕事と家庭の両立支援促進のための啓発に努め、両立のための支援を行います。パートタイム等多様な就労形態の労働環境の整備等について啓発します。

農業、自営業に従事する女性の経済的、社会的地位の確立に努め、就労環境整備を促進します。

女性の就労、起業、再就労を支援します。

### (3)男女がともに担うまちづくりの推進

家庭における男女平等、男女共同参画の意識啓発を推進し、男性の家庭生活への参画を促進します。

男女共同参画の視点に立った地域活動を促進します。

男女がともに担う防災活動、環境問題への取組、地域おこし、まちづくり活動を推進します。

男女共同参画推進市民会議、ボランティア・NPOの活動を支援し、行政との協働を推進します。

## 3. だれもが安心して暮らせる環境整備

### 〔現状と課題〕

女性も男性も、各人が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会づくりにとって大切なことです。

さらに、高齢、障害のあるなし、社会的状況の違いにかかわらず、だれもが主体的に自らの生き方を選択でき、安心して暮らせる生活環境づくりが必要です。

しかし、少子高齢化の一層の進行や経済活動、雇用環境の変化、配偶者からの暴力が社会問題化するなど、女性を取り巻く環境はたいへん厳しいものがあり、問題への対応が求められています。

そこで、男女が生涯を通じて心身ともに健康であるために、互いの性を尊重する意識を高め、なおかつ、その視点に立った保健対策を進めなければなりません。

また、子育てを地域社会で総合的に支援し、障害の有無や年齢、家族形態等にかかわらず、社会の一員として活動できる条件の整備を進める必要があります。

### 【施策の体系】

#### だれもが安心して暮らせる環境整備

- └(1)男女の生涯を通じた健康づくり
- └(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶
- └(3)だれもが安心して暮らせる環境づくり

### 【施策の展開】

#### (1)男女の生涯を通じた健康づくり

心の健康を含め、総合的な健康づくりのための体制を確立、充実します。

食事、運動、睡眠等バランスのとれた健康づくり、体力づくりを推進します。

女性の妊娠、出産期の保健対策を充実します。

女性の生涯を通じた女性自身の身体と性を尊重する意識づくりに努めます。

#### (2)女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力は、犯罪であり、重大な人権侵害であることを周知徹底し、暴力を認めない社会意識の醸成を図ります。

女性に対する暴力の相談窓口を充実し、相談、支援体制の整備を図ります。

#### (3)だれもが安心して暮らせる環境づくり

社会全体で支える子育てについての意識啓発に努めます。

多様化する保育のニーズに対応した保育サービスや子育てに関する支援を充実します。

子育ての地域での見守りや支援体制の確立を促進します。

高齢者の社会参加を促進し、その活動を支援し、障害のある人の自立を支援します。

ひとり親家庭、単身者、障害のある人の家庭などへの偏見をなくし、多様な家族の在り方を認めるための啓発を推進します。

社会的に不利な立場に置かれた女性が安心して暮らせるよう、相談機能を充実し

ます。

ひとり親家庭の経済的自立や生活的自立を支援します。

多様な文化、国籍をもつ人々の人権を認め、共生できる社会づくりを進めます。

## 第3章 元気とにぎわいのまちづくり

### 第1節 特性を活かした地域づくり

#### 1. 住とまちづくり

##### [現状と課題]

本市には、古くから発達してきたまちの歴史と生活するための基盤と環境があり、例えば、中心市街地のなかにも、商業機能とともにしっかりとした住機能を発揮する「住むによし」のまちがあります。そのために、今日の商業機能の変遷があっても、住の基盤は伝統的な本市の町並みを形成し、そこにいきいきと暮らす人々によってまちの密度が高められてきました。

しかし、同時に商店街を例にとると、消費者動向の変化や商店を担う人の高齢化などにより空き店舗のままの状態で置かれているところも少なくありません。また、伝統的な町並みのなかにも、それを維持し、活性化することがさらに課題であり、今後もまちの密度を高めるための「住むによし」のまちづくりを考えていかなければなりません。

##### [施策の体系]

##### 住とまちづくり

##### [施策の展開]

#### (1) 住とまちづくり

都市核に存在する伝統的な町並みや商店街の特性や歴史資源等を活かしながら、まちの活性化や住みよいまちづくりを図るため、地域住民や関係団体と連携を進めるとともに、その活動を支援します。

中心市街地活性化策の推進と連携を図ることにより、中心市街地の空洞化の解消に努めるとともに、地域住民と一体となった文化性・利便性の高い、密度の高いまちづくりをめざします。

#### 2. 商業の振興

##### [現状と課題]

商業統計調査からみると、本市の商業を構成している商店数は、平成16年6月

1日現在で941店あり、そのうち従業員5人未満の零細商店が7割以上と大半を占めています。中南和地域の中心市街地として発展してきたことから、人口1,000人当たりの商店数は、県平均の10.3店を上回る12.7店と高い数値を示しています。

しかし、郊外型大型店の進出や周辺都市における商業・業務機能の充実、交通網の発達、消費者ニーズの多様化等によって、買い物客が分散・流出しているのが現状です。また、一方では、消費者ニーズに対応した近代化やサービス向上策の遅れなどから個人店や商店街の魅力が低下し、既存の商店街が衰退傾向にあり、広域における拠点性も相対的に低下しているといえます。

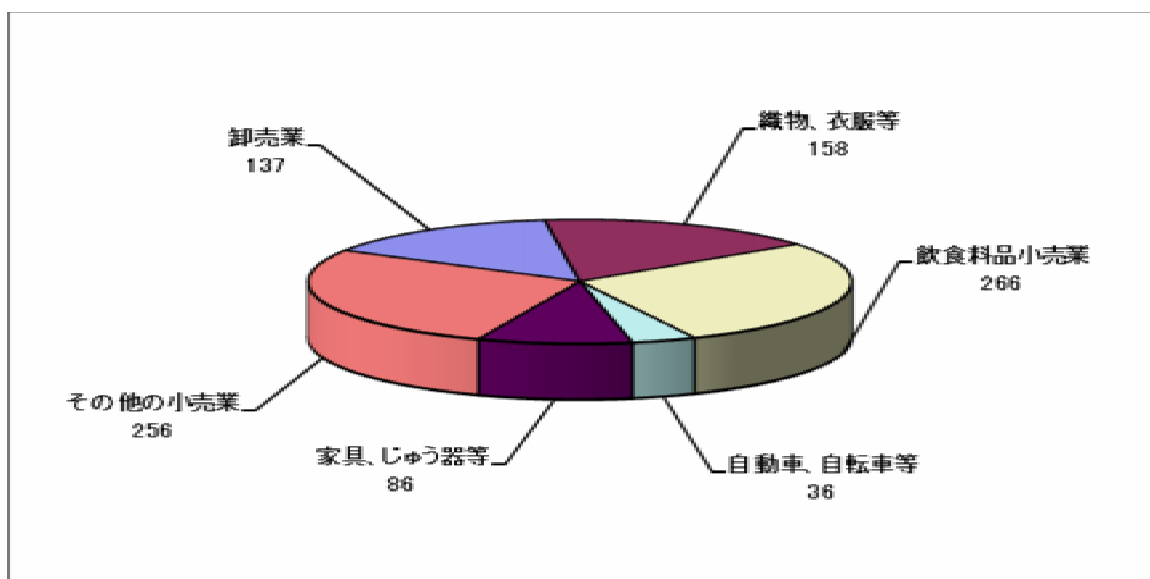
しかも、郊外型大型店などとの競合のなかで、商業地の連続性の欠如等に伴い、空き店舗の発生による商業機能の低下が進み、深刻な状態を生んでいます。

また、中心市街地の都市基盤においては、集約的で機能的な都市空間が十分に形成されてはいない状況にあります。

このような環境のなか、本市の商店街の中心は、大型店の立地している集客性の高い近鉄大和高田駅と高田市駅を南北につなぐ形で成り立っています。両駅間の中心部には都市機能が充実しており、ここを拠点の一つにして文化性や集客性、利便性をさらに活かした商店街の活性化を進めていかなければなりません。

このため、中心市街地活性化の推進による魅力ある都市形成と一体となった商業地の構築、文化創造の場として、地域住民と一体となった商業地の活用、地域の歴史資源等を活かした伝統的な魅力ある商業地の創造、消費者や地域住民の多様なニーズに応える機能をもった新しい感性のある商業地への生まれ変わりが、「商都たかだ」のにぎわいを創出するための大きな課題となっています。

業種別事業所数(平成16年6月1日現在/資料:商業統計調査)



## [施策の体系]

### 商業の振興

- (1) 商業経営基盤の強化
- (2) 商店街環境整備
- (3) 中心市街地活性化の実施
- (4) 商業活性化の促進

## [施策の展開]

### (1) 商業経営基盤の強化

消費者のニーズに対応した特性ある商店街・個性ある店づくりを促進します。

商店街の活性化を図るため、法人化や協同化による商店街の組織の強化を促進します。

中小・零細の商業の経営近代化や経営基盤の強化を図り、後継者やリーダーの育成に努めます。

中小企業の近代化や活性化を図るため、制度融資の利用促進や充実、強化に努めます。

商工業振興対策事業により、共同施設の新設、改築並びに集客イベント等の特別活動等への積極的な支援を図ります。

### (2) 商店街環境整備

魅力的な商店街空間を創造するため、町並みとの一体性の確保、歴史・文化資源の活用による個性的な景観や界隈性の創出を図ります。

南北に続く商店街の連続性を確保するため、文化施設や公園・歴史拠点等をめぐる回遊性のある買い物道路や散策道の整備に努めます。

### (3) 中心市街地活性化の実施

商業の空洞化が深刻化している中心市街地や中心商店街の拠点性を高めるため、活性化策を展開します。また、緑と文化の薫る商業空間としての文化会館周辺地区、中心市街地の核としてアミューズメント機能や情報交流機能等の複合拠点として、市の顔となる近鉄大和高田駅周辺地区、都市計画道路本郷大中線沿道地区に商店街活性化の拠点となる新商業核の形成を推進します。このため、まちづくり推進団体「にぎわい大和高田」と連携して、行政、商工会議所、商業者、住民等関係機関が一体となり、「中小小売商業高度化事業計画」に基づき、具体的な活性化メニューを実施することにより、商業等の活性化を図ります。

### (4) 商業活性化の促進

地域と密着し、地域の特性を生かしたイベント事業を支援するとともに、「商都たかだ」として、まちのにぎわいを創造するため、商・工・農及び他の多彩な催

しを取り入れた「やまとたかだ元気ウィーク」を関係機関と連携・協力を図りながら開催します。また、民間活力の有効な活用も図りながら、新しいアイディアを取り入れた四季大祭のさらなる充実に努めます。

### 3. 工業の振興

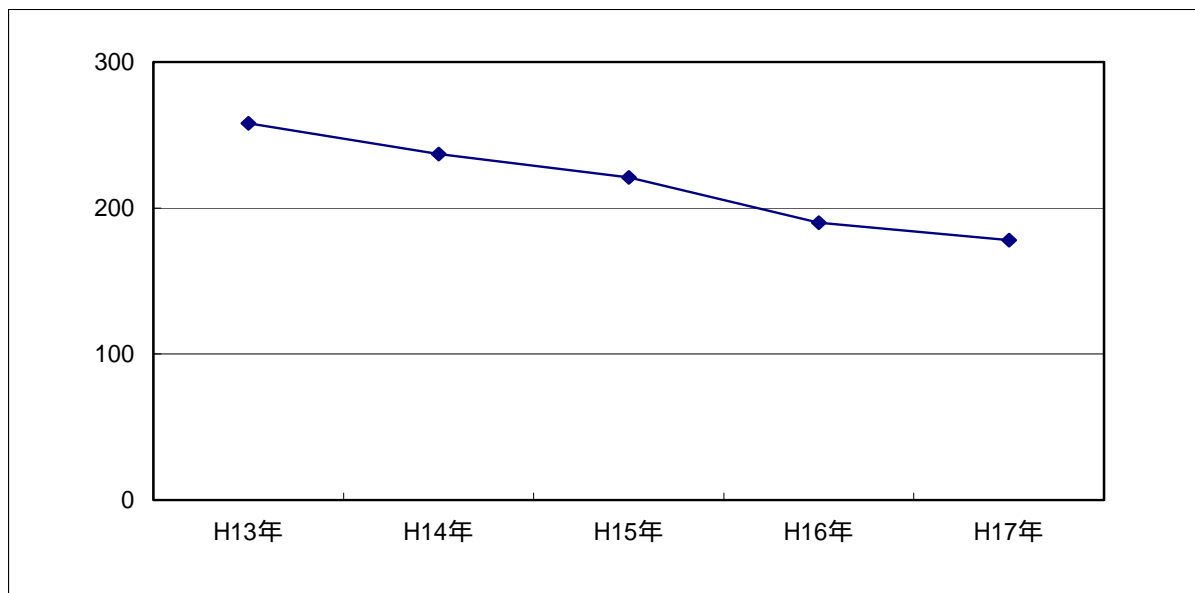
#### [現状と課題]

本市の工業は、主要産業として靴下、メリヤス等の繊維産業が中心となっています。

工業統計調査からみると、平成 17 年 12 月 31 日現在の 4 人以上の事業所数は、178 事業所で、そのうち繊維工業及び繊維製品製造業が 35.4%、プラスチック製品製造業が 16.3%、金属製品・一般機械器具製造業が 13.5%、食料品製造業が 8.4% をそれぞれ占めています。いずれも中小の零細企業が中心で、長引く経済の低迷、道路の狭さや住工混在等によって事業所数は年々減少しています。

市域が狭いことから、新たな工業用地の確保が困難であり、既存の小規模工場の近代化や共同化等を推進し、事業経営の近代化と体質強化、住工混在の解消等が課題となっています。

#### ■事業所（4人以上）数の推移 （資料：工業統計調査）



**[施策の体系]**

**工業の振興**

- └ (1)経営の近代化の促進
- └ (2)集団化・共同化の促進
- └ (3)労働力の確保

**[施策の展開]**

**(1)経営の近代化の促進**

中小企業の経営の近代化や経営基盤の強化を図るため、県・商工会議所等と連携し、経営指導・技術開発に努めるとともに、経営診断や各種セミナー等の開催による人材育成を支援します。

**(2)集団化・共同化の促進**

各種の制度融資等の活用による中小企業の集団化・共同化を促進し、経営・設備の近代化や新技術の導入等を図り、社会情勢の変化に対応した経営基盤の安定と強化に努めます。

**(3)労働力の確保**

公共職業安定所や関係機関と連携した雇用対策の充実に努めます。

職場環境の改善や福利厚生の充実に努めます。

勤労青少年ホームにおいて、スポーツ等の活動の場を提供することにより、働く青少年の余暇活動の支援に努めます。

高齢者に対して、雇用関係でない臨時的・短期的な仕事の提供を通して、社会参加や生きがいの増進を図るため、シルバー人材センターとの連携を図ります。

## 4. 農業の振興

**[現状と課題]**

本市はほとんど平坦な地域で、従来から水稻を主体とした水田農業が発展してきました。しかし、都市化の進展によって農地の宅地化が進み、近年は都市近郊の利点を活かした軟弱野菜、花き等の資本、労働集約型農業が定着化しています。

平成18年の農林水産省「面積調査」によると耕地面積は460haで、そのうち水田が408ha、88.7%を占めています。農家数は1,272戸で、専業農家は63戸にとどまり、兼業農家等は1,209戸と全体の95.0%に及んでいます。

農家の大半は経営規模の零細な兼業農家であり、農業者の高齢化や後継者不足などの問題が進行するなか、担い手の育成、集落営農の組織化、遊休農地の発生防止等に対する対策が必要です。また、優良農地の保全や生産基盤の整備、米の需給の



均衡と価格の安定を図る「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策」の推進、消費者と連携した都市近郊農業の確立等が本市の農業を振興するうえでの課題となっています。

■耕地面積と農家数(資料：平成18年度農林水産省「面積調査」)

区 分	経営耕地面積		農家数	
	耕地面積	460ha	農家数	1,272戸
田	408ha	専業農家	63戸	
畑	52ha	兼業農家	272戸	
		自給的農家	937戸	

[施策の体系]

**農業の振興**

- (1)生産基盤の整備
- (2)農業経営の安定
- (3)水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の推進
- (4)都市農村交流等の推進
- (5)田園環境の保全

[施策の展開]

**(1)生産基盤の整備**

農作業の機械化や大型機械の導入に対応するため、農道の整備に努めます。

円滑な農業用水の供給や排水を確保するため、ため池や井堰の改修、取水施設や排水路の整備に努めます。

**(2)農業経営の安定**

農用地の流動化を促進し、経営規模の拡大と農用地の有効利用を図り、担い手農家の育成に取り組みます。

水田農業活性化の先導的な役割を担う地域リーダーを養成するため、認定農業者制度の活用などにより、転作作物の生産技術や経営能力の向上を図るとともに、情報の提供や優良な資金貸付等の支援に努めます。

野菜、花き等の集約型農業については、都市近郊の特性を生かし、規模の大きな経営体の育成を図り、安定的に供給できる産地の形成に努めます。また、本市の特産野菜として指定した5品目については、一層のブランド化と、消費拡大をめ

ざします。

新規特産品、加工品など地場農産物の多様な商品開発を支援し、地産地消の啓発に努めます。

優良品種の育成、生産技術の改善、試験研究並びに普及活動の強化に努めます。農作業や経営の近代化を促進するとともに、研修制度を充実し、農業後継者の育成に努めます。さらに、農業に従事する女性の経済的、社会的地位の確保のため、また、家族みんながいきいき働くために家族経営協定の普及、啓発に努めます。集落営農組織の連携を強化するなど、生産組織の育成に取り組みます。

### **(3)水田を中心とした土地利用型農業活性化対策の推進**

需要に応じた米の計画的生産に努めます。

景観形成作物の転作を進め、水田の多面的利用の促進を図ります。

米を中心とした日本型食生活、スローフード意識を食育などを通じて普及に努め、地場産の米消費拡大をめざします。

### **(4)都市農村交流等の推進**

遊休農地の市民農園や体験学習農園等への活用、地場産品直売システムの確立、都市と農村の市民が農作業の体験などを通じて、ふれあい、交流できる体験施設の整備や交流体制の条件整備について支援します。

### **(5)田園環境の保全**

農村においては、水田等の農地のほか、用水路やため池、あぜや土手、堤といった多様な環境が有機的に連携し、多くの生物や植物が育まれる生態系が形成され、潤いのある田園環境を提供するとともに、遊水機能、防災機能などの役割も果たしています。また、本市には、地域特有の貴重な歴史資源として環濠集落が点在しており、農業生産性の向上と調和させつつ、田園環境と景観の保存、回復に努めます。

## 第2節 都市基盤の整備

### 1. 調和のとれた土地利用の推進

#### [現状と課題]

本市は、全域が大和都市計画区域に指定されており、無秩序な市街化を防止し、都市の健全で計画的な市街化を図るため、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。

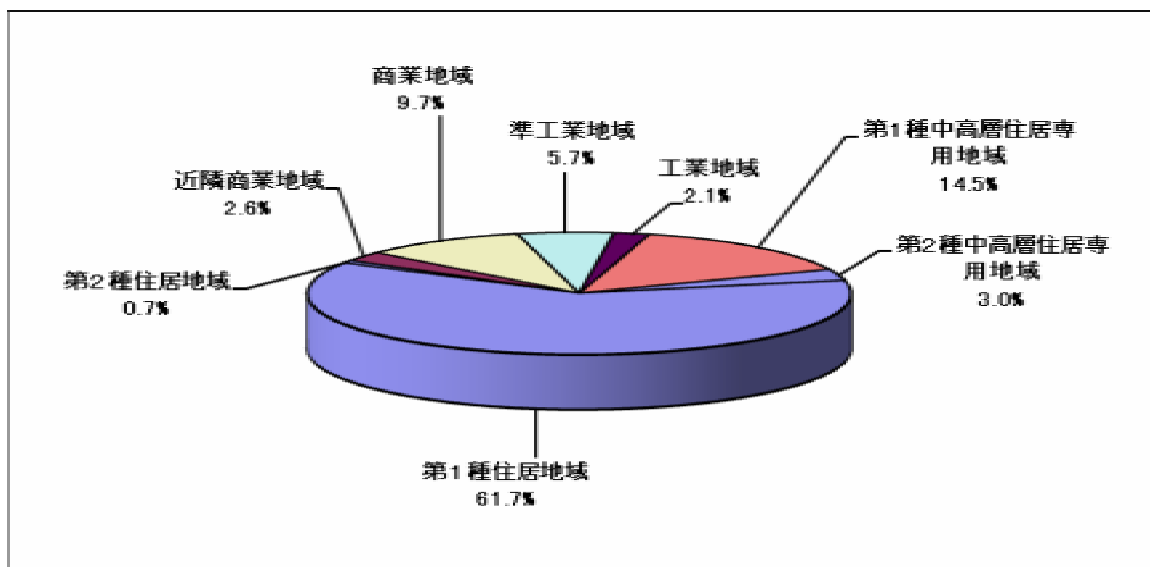
本市の市街化区域は、鉄道（近鉄大阪線、近鉄南大阪線、JR和歌山線）沿線に集中しており、鉄道駅を中心に発展してきました。近年のモータリゼーションの進展に伴う郊外への市街地の拡大により、現在の市街地が形成されました。

市街化区域は782.7haが指定され、都市施設の整備、市街地開発事業が積極的に行われています。市街化調整区域866.3haについては、その約96%にあたる830.9haが農業振興地域に指定され、原則として開発行為はできないことになっています。

合理的な土地利用の確保と適正な地価の形成を図るため総合的な土地利用対策を推進することは、市民生活の安定と経済の発展を図る上で重要な課題です。

土地利用の推進にあたっては、公共の福祉を優先させ、土地利用区分に応じた調和のとれた土地利用の推進に努めるとともに、地域の特性等を考慮し、市街地地区・都市核地区・レクリエーション地区・景観保全地区・農業地区・市街地外の住宅地に区分し、適正な土地利用の規制や誘導、都市機能の充実、レクリエーション空間の確保、景観保全、農業生産環境の保全など、自然的土地利用と都市的土地利用の調和のとれた計画的な土地利用の推進を図る必要があります。

#### ■市街化区域用途指定状況（資料：大和高田市都市計画マスタープラン）



**[施策の体系]**

**調和のとれた土地利用の推進**

- (1) 調和のとれた土地利用の推進
- (2) 適正な土地利用の規制・誘導
- (3) 面的整備や高度利用による土地の有効利用の促進

**[施策の展開]**

**(1) 調和のとれた土地利用の推進**

土地利用計画、土地利用の方針に基づき、「住・商・工・農」のバランスある土地利用区分に応じた調和のとれた土地利用を推進していきます。

硬直化している市街化区域の商業地域、また、人口の減少傾向が顕著な市街化調整区域など、それぞれの地域の実情に応じた的確な土地利用施策が必要です。そのため、市街化区域を取り囲むように点在する市街化調整区域の既存集落にも活性化を与え、その地区の長所を残しながら有効な土地利用を図っていくため、市街化調整区域における新たな開発基準として、奈良県の「都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」に基づいた「区域指定」の地区拡大を展開します。

**(2) 適正な土地利用の規制・誘導**

市民にとって快適な生活環境、住みよいまちづくりのため、土地利用の方針に基づき、適正な土地利用の規制や誘導に努めます。

**(3) 面的整備や高度利用による土地の有効利用の促進**

硬直化している市街地及び広域における拠点性を高めるための都市核地区においては、面的整備や土地の高度利用を促進します。また、そのための用途地域の見直しを検討します。

既成市街地や市街化の進む地域等については、区画整理事業や地区計画制度等を導入し、良好な市街地の形成を図ります。

## 2. 道路交通体系の確立

### [現状と課題]

本市の道路交通体系は、国道 24 号、国道 24 号高田バイパス、国道 165 号及び国道 166 号に加え、主要地方道 2 路線、一般県道 3 路線などで構成されています。

鉄道網は、近鉄（大阪線及び南大阪線）と JR（桜井線及び和歌山線）が通り、市内には 6 つの駅が開設され、通勤・通学の利便性は高いものの、乗降客は近年やや減少傾向となっています。

バス路線は、近鉄大和高田駅前のバスターミナルを中心に運行されていますが、交通渋滞や狭隘な道路を通行するため、ダイヤ(運行時刻表)通りの運行を維持し難いことや事故発生の危険性が高いことなど多くの課題を抱えています。

このように、本市の交通体系は、他地域へのアクセス面ではすぐれているものの市域内の交通は、国・県道の一部の未整備区間や鉄道による遮断などを原因とする渋滞が日常的に発生しています。

今後の交通需要に対応するため、通過交通をバイパスさせる広域幹線として、すでに開通している南阪奈道路のほか、京奈和自動車道、中和幹線道路などの整備促進に努めるとともに、これらの幹線へのアクセス道路の整備や、鉄道の高架化などが将来の課題となっています。

### ■道路の現況（資料：市統計資料）

総延長	国 道	県 道	市 道
211,217m	11,459m	16,047m	183,711m

（平成 19 年 4 月 1 日）

### [施策の体系]

#### 道路交通体系の確立

- (1)交通体系の確立
- (2)広域幹線道路網の整備促進
- (3)市内幹線道路網の整備
- (4)生活道路の整備
- (5)快適な道路空間の創出
- (6)高齢者や障害者に配慮した道づくり
- (7)バス交通ネットワークの充実

## 〔施策の展開〕

### (1)交通体系の確立

京奈和自動車道や中和幹線道路等の広域幹線道路の整備に伴う交通需要の変化に対応するため、広域幹線道路に接続するための道路の整備、狭隘な道路の計画的な改良等により、円滑に通行できる交通体系の確立に努めます。

道路の段階構成（区画街路、補助幹線道路、幹線街路及び主要幹線に区分すること）を明確にし、各道路が担うべき役割で交通機能の分別を行い、居住区域への通過交通を排除します。鉄道や他の交通機関との接続を高めるために、アクセス道路、駐車場、駐輪場の整備を図ります。

### (2)広域幹線道路網の整備促進

広域における本市の拠点性を高めるために、京奈和自動車道や中和地方拠点都市地域の各拠点間を連結する中和幹線道路の整備促進に努めます。

快適で活力ある地域づくりを支える交通体系の整備を通じ、京奈和自動車道へのアクセス向上を図り、良好な市街地形成、観光開発など、都市づくりを進めるため、中和幹線道路の早期完成をめざします。

### (3)市内幹線道路網の整備

中心市街地を循環する本郷大中線や市街地と市西部とのアクセス道路である大和高田当麻線等の主要な都市計画道路の整備により、市内幹線道路網の充実を図ります。

良好な市街地の形成を推進するために、都市計画道路の整備を促進するとともに、歩行者や自転車の利用者にとって快適な空間整備や景観に配慮した沿道整備を進め、道路のアメニティ空間の整備を図ります。

### (4)生活道路の整備

道路の拡幅や交差点の改良、歩車道の分離等による生活道路の改良に努めます。交通量の増加に対応した橋りょうの架け替え、歩行者の安全を確保するための歩行者専用橋の架橋、老朽化した橋の架け替えに努めます。架橋にあたっては、周辺の環境や町並みなどと調和したシンボル性の高い橋づくりを検討していきます。

道路の維持・補修を徹底し、安全で快適な道路管理を推進します。

生活排水・雨水の排水を確保するため、側溝の新設改良等に取り組みます。

地域の実態に即して、道路照明灯・街路灯の計画的な整備を図ります。

### (5)快適な道路空間の創出

デザインの統一された案内標識の設置や道路愛称の標示、街路緑化の推進、由緒ある街角の修景や町並みと調和した道づくりなど、利用者から親しまれる快適な道づくりをめざします。

安全かつ円滑・快適な道路環境を効率的に確保するため、道路空間と一体となつて機能する街路緑化の推進や由緒ある街角の修景や町並みと調和のとれた道づくりをめざします。

#### (6)高齢者や障害者に配慮した道づくり

歩車道の分離、段差の解消やスロープ化、視覚障害者のための警告・誘導用床材の設置、交差点の改良、休憩ベンチの配置など、高齢者や障害者に配慮した道づくりを推進します。

#### (7)バス交通ネットワークの充実

近年、モータリゼーションの進展や少子化等による旅客の減少など、バス交通機関を取り巻く諸環境は非常に厳しいものがありますが、地域住民の生活に身近な公共交通の需要に対応するとともに、主な公共施設や病院、学習施設等を円滑に連絡するため、既設の民間バス路線の維持を図りながら、コミュニティバス・きぼう号の運行とバス交通ネットワークの充実に努めます。

### 3. 魅力ある都市中核ゾーンの形成

#### [現状と課題]

近鉄大和高田駅、近鉄高田市駅及びJR高田駅周辺の都市中核ゾーンは、「元気な高田」としての商都再生の拠点地区として、都市基盤の整備・充実や商業業務機能の充実が課題となっています。

この地区では、既に集客性を高める文化会館や市営駐車場の完成、馬冷池公園の整備推進及び近鉄大和高田駅周辺整備の第1期事業の完成によって商都の再生に一定のはずみをつけてきました。

今後は、さらに活力と潤いを併せもつ都市中核ゾーンとするため、中心地の公園整備をはじめとした景観形成とともに、歴史文化資源を活用した回遊性の高い魅力のある商都としての拠点づくりが必要となっています。

#### [施策の体系]

##### 魅力ある都市中核ゾーンの形成

- └ (1)魅力ある都市中核ゾーンの形成
- └ (2)市街地整備事業の検討

#### [施策の展開]

##### (1)魅力ある都市中核ゾーンの形成

商店街の活性化を図るため、中心市街地活性化事業及び地区計画の導入による町

並み整備を推進します。

近鉄大和高田駅とJR高田駅間の乗り換えが安全かつ円滑にいくアクセス構想をめざすとともに、これらの人の流れが自然と周辺の商業ゾーンへ導かれるような都市の回遊性を高め、交通機関の態様に様々なかたちで対応できる中核ゾーンの形成に努めます。

魅力ある都市中核ゾーンの形成のため、商店や住民と連携・協働し、まちの景観を高めるとともに、コミュニティ機能が充実したショッピングモールやふれあい広場の整備等により、人々が楽しく往来できる商都としての魅力創造に努めます。また、伝統のたたずまいを活かした街角に新たなまちの文化とにぎわいを創出できるよう努めます。

人口減少・少子高齢化が進行するなかで、拡散型の都市構造から持続可能なコンパクトなまちづくり、歩いて暮らせる生活空間を実現できる集積型の都市中核ゾーンの形成をめざします。

中心市街地や鉄道駅周辺の各都市機能が集積している地区を中心に土地利用密度を高めます。

居住機能・就業機能をはじめ、商業、行政、医療福祉、教育、娯楽の多様な都市機能が集積した複合的な土地利用を実現し、日常の生活活動が比較的狭い、より身近なところで可能となる市街地形成を図ります。

## (2)市街地整備事業の検討

近鉄大和高田駅ビルと同駅周辺整備第1期事業の完成と再整備された駅前広場、十字型歩道橋等により、安全で快適な都市空間を創出し、本市の玄関口や中心市街地にふさわしい「顔づくり」に成果をあげてきました。今後、駅北側地区の都市施設の整備、商業業務機能やそれらと均衡のとれた住環境の構築など、新たな都市中核ゾーンの形成を将来に向けて検討します。

## 4. 良好な市街地の形成

### [現状と課題]

本市の市街地の大半は既成市街地で、農地が残存している周辺部が市街化進行地域となっています。戦後、急速に市街化が進展し、都市基盤整備の遅れや用途の混在等が課題となっています。

中心地区を除いた既成市街地や市街化進行地域においては、区画整理事業や地区計画等の制度を導入し、用途利用の適正化や快適な生活環境の確保、生産緑地等の活用による緑やオープンスペース(建物等がたっていないところ)を確保し、潤いのある良好な市街地の形成が必要になっています。



## [施策の体系]

## 良好な市街地の形成

- └ (1)面的整備や地区計画の導入
- └ (2)開発の規制・誘導

## [施策の展開]

## (1)面的整備や地区計画の導入

住宅・商業施設・工場等用途が混在する地域や市街化が進展する地域については、区画整理事業等の面的整備事業の活用や、地区計画制度の導入も検討し、地域の創意工夫を活かした地域主体のまちづくりを推進するなど、きめ細やかな土地利用の誘導によって居住環境の改善や無秩序な市街化の防止に努めます。

居住人口の増加を図り、にぎわいと住環境が調和した市街地を形成するため、まちづくりの誘導手法の検討、地区計画の規制と緩和の提案、本市独自の都市デザインのコーディネートに努め、地域主体、地元主導のまちづくりを推進します。

## (2)開発の規制・誘導

既成市街地内の開発については、ガイドライン(基準、指針)の策定や条例による規制等を検討し、良好な市街地の確保に努めます。また、主要幹線道路沿道地区については、商業施設や沿道型サービス施設の立地を計画的に誘導し、景観に配慮した市街地の形成に努めます。

市民にとって安全で快適な生活環境を整備し、住みよいまちづくりのために都市計画に基づく規制緩和を検討し、良好な市街地の確保に努めます。

## 5. 公園・緑地の整備

## [現状と課題]

「美しい日本の歴史風土準 100 選」に選ばれた本市北西部に位置する馬見丘陵を除いて、自然緑地の少ない本市にとって、緑豊かな公園の整備や緑の創出は、生活に潤いややすらぎをもたらし、生活感覚を豊かにする都市生活に欠かせない条件となっています。

現状では、馬見丘陵や築山古墳等が貴重な緑地地区となり、社寺の杜が身近な緑を演出しているものの、大規模な公園や緑地は計画中や事業中のものが多く、緑の絶対量が不足しています。

このため、「緑のマスタープラン基本方針」に基づき、総合公園やスポーツ・レクリエーションの拠点となる都市公園の整備、市街地内に散在する歴史的文化遺産の保全と公園的活用、積極的な都市緑化の推進など、災害時の避難地や避難路とし

での機能を兼ね備えた公園・緑地の整備が大きな課題となっています。

#### [施策の体系]

##### 公園・緑地の整備

- ├ (1)都市緑化の推進
- ├ (2)緑地の保全と活用
- └ (3)公園の整備

#### [施策の展開]

##### (1)都市緑化の推進

まちの緑地空間を拡大するため、公園の整備や公共空間の緑化の推進、街路の緑化を推進します。

市民や民間の協力を呼びかけ、地域ぐるみの緑化運動を展開し、緑を守り育てる意識の向上を図ります。

##### (2)緑地の保全と活用

市内に散在する天皇陵や古墳群、緑に囲まれた寺社の杜など歴史的文化遺産の保全に努めるとともに、わがまちの歴史を再発見する場として公園的活用に取り組みます。

##### (3)公園の整備

市民の憩いの場、軽運動、健康づくり、防災拠点となる総合公園や都市公園の整備に努めるとともに、市民の身近な憩いの場となる公園の整備を図ります。

馬冷池公園については、公園が本市の中心市街地をなす天神橋筋商店街及び文化会館と隣接した貴重な水辺空間でもあることから、池の周辺整備を進めてきました。今後も、市街地の大切なオープンスペースとしての景観を高め、やすらぎの創出に努めるとともに、中心市街地の活性化をめざします。

## 6. 水と緑のまちづくり

#### [現状と課題]

市内には、1級河川が12河川、準用河川1河川、普通河川58河川が流れ、長い水際線を形成しています。また、数多くのかんがい用ため池が散在し、貴重な水辺空間を演出しています。さらに、先人のまちづくりの知恵を今に伝える環濠集落のたたずまいが大和高田市の原風景を残しています。

高田川や葛城川の桜堤が水と緑の都市座標軸となり、都市に新しい魅力をつくりだしています。自然環境の少ない本市にとって、こうした河川やため池の水空間、

かつての面影を残す環濠等は、まちづくりの貴重な資源です。

生活に潤いややすらぎをもたらし、地域への愛着の心を育むために、水辺の有効な活用と緑化の推進による水と緑を対にした都市環境や風景の創造は、大和高田らしい都市の個性や魅力づくりの根幹となるものであり、これらのものを維持していかなければなりません。

#### [施策の体系]

##### 水と緑のまちづくり

- (1)河川環境の整備
- (2)水と緑の風景づくり
- (3)水辺と緑のネットワークづくり

#### [施策の展開]

##### (1)河川環境の整備

桜堤の美しい高田川や葛城川も河川環境面でいまだ不十分な側面をもっており、治水を担保しながら、生態系や環境面を考慮した河床や河川敷の整備に努めます。河川緑化の推進や水質浄化対策を推進します。

##### (2)水と緑の風景づくり

生態系を考慮した池畔の整備や緑化の推進等によってため池を公園的に活用し、散策や身近な憩いの場にふさわしい風景を創出します。

環濠集落の原風景を活かしながら、水路整備等を図り、環濠と家並みの均衡のとれた歴史的風景の維持・再生を図ります。

##### (3)水辺と緑のネットワークづくり

河岸河川敷を利用した緑地の整備を図り、川やため池など水辺空間と公園等を散歩道で連結し、散策・軽運動等の憩いの場としても活用できる水辺と緑のレクリエーション・ネットワークの形成に努めます。

## 7. 住宅施策の推進

#### [現状と課題]

本市は、地理的条件や交通事情の良さから大阪大都市圏の通勤圏として、住宅の進出がめざましく、市街地周辺部に狭小な住宅やミニ開発等の小規模住宅が集中しています。

本市が有する公営住宅数は、平成20年4月1日現在、市営住宅617戸、改良住宅467戸、市有住宅他28戸の合計1,112戸ですが、その大半が木造や簡易耐火構造の狭小住宅であり、老朽化が進み計画的な修繕や改修が必要です。

また、入居者の高齢化に伴い、安心して暮らせる良質な住宅供給のニーズが高まっており、これらのニーズにも対応していかなければなりません。

#### [施策の体系]

##### 住宅施策の推進

- └ (1) 公営住宅の整備
- └ (2) 住宅供給の充実

#### [施策の展開]

##### (1) 公営住宅の整備

耐用年数の経過した市営住宅の計画的な建替事業の推進により、居住水準の向上を図ります。

公営住宅ストック総合改善事業により、安全面、衛生面等の改善を図り、安全性の確保及び住環境の向上を推進します。

市営住宅の耐震診断の実施や防災警報器設置等の推進に努め、入居者が安心して暮らせる住環境づくりを進めます。

##### (2) 住宅供給の充実

世帯人員が3～5人の標準的な家庭や単身者の入居並びに高齢化社会に対応し、高齢者や障害のある人に配慮した住宅供給の充実に努めます。

## 8. 公共下水道事業の推進

#### [現状と課題]

本市の下水道事業は、昭和54年1月に大和川流域下水道事業に関連する公共下水道事業として計画決定を行い、昭和54年3月に市街地を中心とした199haの区域の事業認可を受けて事業に着手、昭和59年4月に一部供用を開始しました。

その後、事業の進捗に伴い認可区域等の拡大に努め、現在は667.8haの区域の整備を進めています。

平成19年度末の整備状況は、整備面積379.0ha、認可区域面積に対する整備率は56.8%で、処理区域人口は35,097人、普及率は49.4%、処理区域内の水洗化率は82.8%となっています。

一方、雨水対策としては、高田川の排水による影響を受ける中心市街地の一部60.0haの浸水被害に対する解消を図るため、高田雨水ポンプ場の整備など、内水排除対策を推進しています。

快適な生活環境の確保や河川をはじめとする公共用水域の水質保全、市街地の浸

水防除を図るための整備区域や処理区域の拡大、浸水被害を解消する都市下水路の整備等が本市の都市づくりに必要不可欠です。

■公共下水道(汚水)計画の概要(資料:下水道課)

区 分	全体計画	計画決定	事業認可
計画面積 (ha)	1,649	803.2	667.8
計画人口 (人)	86,000	68,530	58,794
計画汚水量 (m <sup>3</sup> /日平均)	56,020	42,432	37,011

(平成20年3月)

[施策の体系]

公共下水道事業の推進

- └ (1)下水道事業の推進
- └ (2)水洗化率の向上

[施策の展開]

(1)下水道事業の推進

公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、管渠の敷設整備を推進し、整備区域の拡大を図るとともに、普及率の向上に努め、公共下水道の整備を推進します。

事業の進捗に合わせて、市街化区域全体に事業認可区域の拡大を図ります。

(2)水洗化率の向上

供用開始区域の水洗化率の向上に努めます。

## 9. 上水道事業の推進

[現状と課題]

本市の上水道は、昭和11年給水開始以来、町村合併や都市化の進展による給水区域の拡大、人口の増加や生活水準の向上による給水量の増大等に対応するため、6次にわたり事業を拡張してきました。

現状における計画給水人口は85,000人、計画一日最大給水量は38,000m<sup>3</sup>で、平成19年度末現在、給水人口71,744人となっています。

平成元年から、県営水道からの受水100%の体制を確立し、安定した水道水の供給に努めていますが、近年は、少子化等による給水人口の減少や大口需要家をはじめ

め市民の節水意識の浸透等により、水需要は年々減少傾向にあります。

事業創設以来 70 余年を経過するなかで、老朽管の年次的更新を実施し、災害に強い水道の確立を図っています。また、施設の更新・改良などを計画的に進め、貯水能力の増強と水質保全に努めるとともに、水の安定供給という最大の目的を果たすため、企業経営の効率化を図り、健全財政を維持していかねばなりません。

#### ■上水道の給水状況（資料：水道総務課）

平成 年度	給水人口 (人)	普及率 (%)	給水量 (m)	最大給水量 (m/日)	平均給水量 (m/日)
14	74,620	99.9	8,506,420	26,800	23,305
15	73,948	99.9	8,352,960	26,510	22,822
16	73,311	99.9	8,200,000	25,810	22,466
17	72,718	99.9	7,858,530	24,410	21,530
18	72,264	99.9	7,751,510	24,240	21,237
19	71,744	99.9	7,668,200	23,700	20,951

#### [施策の体系]

##### 上水道事業の推進

- (1)水の安定供給の確保
- (2)水の有効利用の推進と安全な水の確保
- (3)健全経営の確立
- (4)防災対策の確立

#### [施策の展開]

##### (1)水の安定供給の確保

地域の発展や水需要の動向に適切に対応して、安定した給水を確保するため、水道施設の整備や維持管理に努めます。

配水池等の拡充により、災害時の給水能力の確保を図ります。

##### (2)水の有効利用の推進と安全な水の確保

漏水の防止や有収率の向上を図るため、老朽管の布設替えなど、配水管の整備を推進します。

安全でおいしい良質な水道水の供給に努めます。

**(3)健全経営の確立**

経営基盤の強化や事業の効率化をめざします。

**(4)防災対策の確立**

「大和高田市地域防災計画」に基づく給水予防及び応急給水計画による対策の確立を図ります。

## 第4章 安心・安全の美しいまちづくり

### 第1節 生活環境の整備・充実

#### 1. 都市環境の保全

##### [現状と課題]

技術の進歩や規制・監視の強化によって公害発生件数は減少していますが、一方では都市化の進展や生活様式の変化等により、近年、近隣公害・苦情等が増加しています。

豊かな自然に囲まれ、住みよい生活環境の中で暮らしたいという市民の期待が高まってきており、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁の防止、自然生態系の保全や自然と人の共生、資源リサイクルなど、身近な生活環境の質の向上を図らなければなりません。

##### [施策の体系]

##### 都市環境の保全

- (1)環境保全対策の推進
- (2)公害の未然防止
- (3)環境教育の充実
- (4)自然生態系の保全

##### [施策の展開]

##### (1)環境保全対策の推進

- 河川の水質や企業排水の水質調査、水生生物の生息調査等により、河川汚濁の実態の把握に努めるとともに、河川水質浄化対策の促進に努めます。
- 家庭廃油の回収に取り組み、地域ぐるみの環境保全運動を推進します。

##### (2)公害の未然防止

- きれいな空気・清らかな流れ・潤いのある緑や静かな環境を確保するため、公害の未然防止対策を図ります。

##### (3)環境教育の充実

- こどもエコクラブ活動の支援、リバーウォッチングの開催を通じて、身の回りの自然や環境の観察・調査を実施し、自然保護や環境保全意識の向上に努めます。

##### (4)自然生態系の保全

- 多様な生物が生息できる生態系を考慮した川づくりをめざします。



## 2. 地球温暖化防止への取組

### [現状と課題]

地球温暖化防止は世界的な課題であり、「京都議定書」においても先進国の温室効果ガスの排出量について数値目標が設定されたところです。本市においても、地球温暖化対策を重要施策のひとつとし、平成 18 年度から市役所庁舎の温暖化防止計画を策定し、取組を進めているところです。

温暖化を引き起こす温室効果ガスは、市民の日常生活や事業活動など、あらゆるところから排出されていることから、その削減のためには市内事業者や市民と連携した活動が必要です。

### [施策の体系]

#### 地球温暖化防止への取組

### [施策の展開]

#### (1) 地球温暖化防止への取組

- 本市公共施設全般の「大和高田市全庁地球温暖化防止実行計画」を策定し、地球温暖化防止に積極的に取り組みます。
- 市内のエネルギー消費構造の分析を行うとともに、省エネルギーの導入や新エネルギー利用の可能性について調査し、全市的な取組に努めます。

## 3. 廃棄物処理対策の推進

### [現状と課題]

廃棄物は、地球温暖化や大気汚染、水質汚濁、有害化学物質汚染、ダイオキシン汚染など、ほとんどの環境問題に関連しています。地球環境の保全や快適な生活環境の創造のためには、ライフスタイルを見直し、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の 3R を推進し、ゴミ・ゼロ社会の実現が求められています。

また、平成 18 年度からごみ処理を有料化（本市指定ごみ袋、粗大ごみ処理券による）するとともに、ごみ発生時点での排出抑制や分別徹底に取り組んでいます。このことにより、特に家庭からのごみが減少し、平成 19 年度にクリーンセンターが処理した廃棄物の量は 24,903 トンで、有料化前の平成 17 年度と比較すると、13% 減少しており、市民 1 人 1 日当たり排出量も 0.94 kg と全国平均の 1.12 kg を大きく下回っています。一方、資源循環型社会の実現のためには、各種リサイクル法に基

づくプラスチック製容器包装、ペットボトル、古紙など資源ごみの分別収集の充実が必要であり、収集体制の整備強化を進めなければなりません。

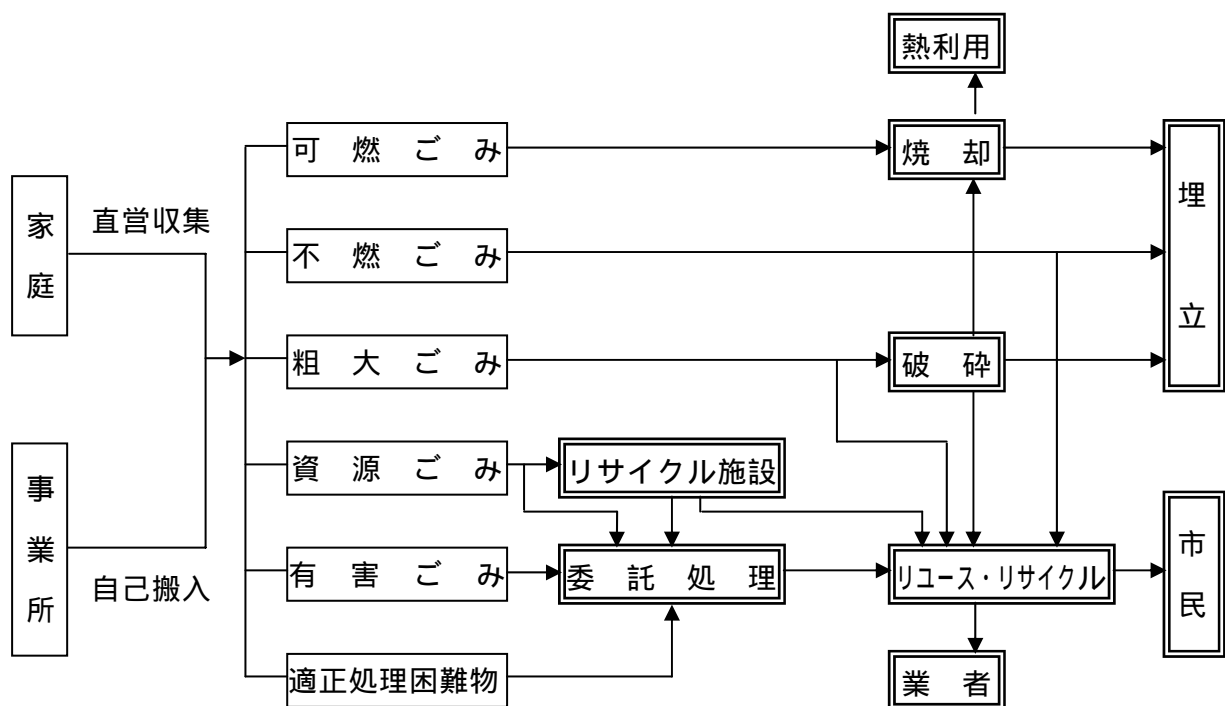
今後は、リデュース、リユース、リサイクルシステムの確立及び環境教育の推進に向けた新たな施策を展開していく必要があります。

また、人々の健康や環境にとって大きな問題であるダイオキシン類の排出を削減するため、クリーンセンターの焼却炉ではこれらの対策工事を完了し、現在では国の排出規準値よりかなり低い水準を確保していますが、今後とも廃棄物の減量や焼却管理の徹底等により、ダイオキシン類のさらなる排出削減を図っていく必要があります。

し尿処理については、平成15年4月から本市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、河合町、広陵町の4市4町で構成する奈良県葛城地区清掃事務組合のし尿処理施設「アクアセンター」において適正な処理を進めています。

また、し尿の収集業務については、下水道事業の進捗や浄化槽の普及に伴うくみ取り戸数の減少等に対応するため、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく「大和高田市合理化事業計画」に沿って、適切なし尿収集体制の確保に努めています。

### ごみ処理の体系図



## [施策の体系]

### 廃棄物処理対策の推進

- (1) 廃棄物の減量・再資源化、省資源化の推進
- (2) 廃棄物処理施設の整備・充実
- (3) リユース、リサイクルシステムの確立、環境教育の推進
- (4) 一般廃棄物焼却灰等の処理
- (5) 生活排水・し尿処理

## [施策の展開]

### (1) 廃棄物の減量・再資源化、省資源化の推進

- プラスチック製容器包装、紙類などの徹底した分別排出による廃棄物の減量、リサイクルシステムの確立を図ります。
- 生ごみ処理機の普及を進め、生ごみの減量とリサイクルの推進に努めます。
- 子ども会、自治会等団体が取り組んでいる資源回収を支援するとともに、未実施地区の解消に取り組みます。
- 店舗などと連携し、過剰包装や廃棄物となるものの削減に取り組みます。
- 事業所への廃棄物の減量やリサイクルの指導強化を図ります。

### (2) 廃棄物処理施設の整備・充実

- 廃棄物処理施設の整備とその適正な管理を行い、環境汚染の防止に努めます。

### (3) リユース、リサイクルシステムの確立、環境教育の推進

- リユースを推進するため「リサイクルショップ・さざんか」等との協力を図ります。
- リユース、リサイクルシステムの確立及び循環型社会の実現とエコライフの実践に向けた環境教育を推進します。

### (4) 一般廃棄物焼却灰等の処理

- 一般廃棄物焼却灰及びばいじん処理物を大阪湾広域臨海環境整備センターの広域処分場において適正な処理を進めます。

### (5) 生活排水・し尿処理

- 浄化槽汚泥やし尿の処理については、奈良県葛城地区清掃事務組合のし尿処理施設「アクアセンター」において適正な処理を進めます。
- 下水道事業の進捗や浄化槽の普及に対応した適切なし尿収集体制の確保を図るとともに、水洗化の促進や浄化槽の適切な管理指導や生活排水対策の充実に努めます。

## 4. 美しいまちづくり運動の展開

### [現状と課題]

美しいまちづくりは、清掃、公共空間の維持管理の徹底はもちろん、ごみを捨てない、まちを汚さないことが原点です。その観点から、清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、快適な生活環境を確保することを目的に「大和高田市ポイ捨ての防止等に関する条例」を平成18年4月に施行し、ポイ捨て禁止、飼い犬等のふん害防止の啓発をしています。

魅力ある都市の景観や個性のある町並みづくりには、住みよい環境を創造しようとする住民一人ひとりの意識が重要です。

### [施策の体系]

#### 美しいまちづくり運動の展開

- ├ (1)都市の美化の推進
- └ (2)公共施設等の維持管理の充実

### [施策の展開]

#### (1)都市の美化の推進

- 地域の清掃活動への支援をするとともに、活動を通じたコミュニティの醸成や都市の美化意識の形成を図ります。
- 空き地の雑草や美観を損ねる屋外広告物対策等を充実させます。
- ポイ捨て禁止、飼い犬等のふん害防止を、看板、広報誌掲載等によって啓発するとともに、学校教育現場や各種団体の幅広い世代に啓発し、清潔できれいなまちづくり運動(ポイ捨て防止運動等)を推進します。

#### (2)公共施設等の維持管理の充実

- 道路や街路樹・公園・公共施設等の維持管理の徹底を図り、まちの景観を整え、さわやかなまちの演出を進めます。

## 第2節 安全な市民生活の実現

### 1. 交通安全対策の推進

#### [現状と課題]

本市は、中和地域の交通の要衝であり利便性が高いというものの、市中心部には家屋が密集しているうえ、市民の生活空間である路地まで車が進入している状況であり、事故発生の確立が非常に高いといえます。

また、16.49㎢と狭く平坦な市域の中に鉄道駅が6か所あり、駅までの移動手段や日常の移動に自転車やバイクを利用している市民が多く、交差点での出会い頭等の事故の発生要因が多分にあります。

さらに、高齢化社会を迎えた今日、高齢者が被害者になる、あるいは加害者になるという事故が増加しており、高齢者の安全な移動手段の確保及び高齢者に関わる交通安全対策の積極的な展開が急務となっています。

こうした状況に対応するため、交通事故防止、あるいは渋滞緩和を目的とした交通安全施設の整備や、自転車や自動車の利用者に関係する条例等の規定を基にした指導・啓発などを行い、モラルの向上に努めるとともに、交通弱者である子どもや高齢者の交通安全意識を高めるために積極的に啓発活動を行っていく必要があります。

#### [施策の体系]

##### 交通安全対策の推進

- ├ (1)交通安全施設の整備
- ├ (2)駐輪・駐車対策の推進
- └ (3)交通安全思想の普及啓発

#### [施策の展開]

##### (1)交通安全施設の整備

●歩行者やドライバー等の安全確保のため、関係機関・団体と協力して、交通安全施設の点検を実施し、危険箇所におけるカーブミラーや交通安全看板・自発光式道路鋸の設置など、交通安全施設の整備・充実を図ります。また、歩道確保のための道路改良など、地元住民のニーズに応じた実効性のある安全対策を推進します。

##### (2)駐輪・駐車対策の推進

●市営自転車駐輪場や市営自動車駐車を管理運営し、迷惑駐車や違法駐車を減少

に努めるとともに、「大和高田市自転車等の安全利用に関する条例」や「大和高田市違法駐車等の防止に関する条例」等の規定を基にした指導・啓発活動を行い、市民の良好な生活環境を守り、まちの美観を維持し、市民生活の安全確保に努めます。

### (3)交通安全思想の普及啓発

- 交通安全思想の普及や交通マナーの向上を図るため、交通安全教室の拠点となるふれあい交通広場を活用し、特に交通弱者である子どもや高齢者を対象とした参加・体験型の交通安全教室を実施し、年齢層に応じた交通安全教育の推進を図ります。また、交通安全ボランティア団体の育成と地域ぐるみの交通安全運動を促進します。

## 2 . 防犯対策の推進

### [ 現状と課題 ]

近年の治安状況は、子どもや女性、高齢者が被害者になる犯罪が増加し、空き巣やひったくりなど市民に身近なところで発生する犯罪が多発しています。また、少年犯罪の凶悪化や風俗環境が悪化するなど、憂慮すべき状況にあります。

一方、都市化・核家族化・社会構造の変化に伴い、地域や近隣の連帯感が希薄化しており、無関心や見て見ぬふりといった風潮が強まっていることも地域社会における犯罪抑止力の低下につながっています。

こうした状況に対処し、安心と安全が満たされる生活環境を培っていくためには、関係機関との連携を密にし、「自分たちのまちは自分たちで守る」という気運を高めていくことが重要です。

### [ 施策の体系 ]

#### 防犯対策の推進

- └ (1)防犯意識の高揚
- └ (2)関係機関の連携
- └ (3)環境設計からの安心・安全なまちづくりの推進

### [ 施策の展開 ]

#### (1)防犯意識の高揚

- 防犯意識の高揚と地域における防犯体制の強化を図るため、平成 18 年 2 月から毎月 1 日を「子ども安全の日」に設定し、地域住民による見守り声かけ運動を展開しています。また、ひったくり防止ネット等の防犯グッズの普及、「犯罪に遭わないための安全教室」の開催、広報誌への「地域安全ニュース」の掲載、青色回

転灯を装備したミニパトによる巡回活動など、広報・啓発活動等の充実により、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

## (2)関係機関の連携

- 学校・家庭・地域社会・関係団体等と連携して青少年の非行防止、暴力の追放、FAXを利用した所在不明者の早期発見システム「SOSさざんかネットワーク」の運営、メールによる不審者情報の配信協力を行います。
- 自主防犯組織の普及事業として、腕章や地域安全啓発ののぼり旗の配布など、その団体の活動を支援します。
- 有害図書や違反広告物等の排除など、各関係機関への支援と連携により、安全対策を推進します。

## (3)環境設計からの安心・安全なまちづくりの推進

- 道路・公園等の公共空間、生活拠点である住宅における犯罪を未然に防止する環境づくりを展開するため、門戸灯り点灯の推奨、新規住宅開発における防犯対策の指導を行い、また、道路、公園、駐車・駐輪場等の構造や設備の改善、防犯設備の整備に努めます。

# 3 . 消防・救急対策の充実

## [ 現状と課題 ]

本市の常備消防体制は、3市1町1村で構成する中和広域消防組合による広域消防体制により、市内に1消防署、2出張所が置かれています。また、非常備体制は、11の消防分団及び女性消防団で構成されています。

集中豪雨等の自然災害の発生をはじめとし、多様化・大規模化する災害、火災、事故から住民の生命、身体及び財産を守るため、常備消防と非常備消防との連携強化を図るとともに、消防の施設及び設備の計画的な整備を行っています。

今後、通信設備を信頼性の高いデジタル化した通信基盤に整備していくことや、専門化・高度化する救命救急業務をよりの確に、より迅速に機動するための常備消防機関のさらなる広域化の推進をめざすとともに、消防団員の確保並びに地域の幅広い層からの住民参加による一体的な地域防災体制を確立していくことが必要です。

## [ 施策の体系 ]

### 消防・救急対策の充実

- (1)消防力の増強
- (2)火災予防対策の充実
- (3)消防団活動の活性化
- (4)救急・救助体制の強化

## 〔施策の展開〕

### (1) 消防力の増強

- 市内全域で迅速に消防活動を行える体制を確立するとともに、大規模・高層化・多様化する建築構造の防火対象物を早期消火するための消防車両等の消防資機材の整備に努めます。
- 既存の消火栓等の消防水利の機能向上に努めるとともに、地震等による配水管の破損、水道施設の機能低下から消防水利を確保するため、耐震性防火水槽等の整備を促進します。

### (2) 火災予防対策の充実

- 防火に対する知識とその対策を地域に定着させるため、自主防災組織の活動の支援、女性消防団等による広報や各種訓練を実施するなどの活動を充実し、火災予防思想の普及に努めます。

### (3) 消防団活動の活性化

- 常備消防と消防団との連携を確保するとともに、消防団員の教育・訓練の充実、地域防災リーダーの育成、女性団員の活用、福利厚生事業の充実等による消防団の活性化を促進します。
- 地域防災体制の充実を図るための「機能別団員・分団制度」、「消防団協力事業所表示制度」による補完制度への理解、活用により、消防団組織の強化、消防団員の活動環境の整備を推進します。

### (4) 救急・救助体制の強化

- 年々増加傾向にある救急需要や中高層建物火災の救助活動等に対応するため、救急資機材の充実や救急救命士の育成など、救急・救助体制を強化・拡充します。

## 4 . 地域防災計画の充実

### 〔現状と課題〕

平成7年に発生した阪神・淡路大震災のような直下型地震や東南海・南海地震のような海溝型地震の発生に対し、警戒しなければなりません。また、台風、大雨などによる自然災害への備えや危機管理意識を醸成するため、逐次、「大和高田市地域防災計画」の見直しを行うとともに、「洪水ハザードマップ」の作成を進めています。

市域の中心部は住宅が密集し、かつ、地盤は軟弱であるため、大規模地震が近隣で発生すれば、本市の被害は甚大なものと想定されます。地震による被害を軽減するためや、地震により派生する都市火災を防ぐために、また、都市化の進展に伴って複雑化・多様化する災害に対応するため、「大和高田市地域防災計画」の充実、



防災意識の高揚や自主防災組織の育成、防災施設・設備の整備、公園等を活用した避難場所の確保、他の自治体間との相互援助協定など、防災体制による災害に強いまちづくりの推進が必要となっています。

また、武力攻撃等による緊急事態から、的確かつ迅速に住民の生命、身体及び財産を守るための保護措置についての「大和高田市国民保護計画」に基づき、平素より関係機関との連携調整を行うとともに、既存の「大和高田市地域防災計画」を活用しながら、その体制整備を進めています。

## 【 施策の体系 】

### 地域防災計画の充実

- (1)防災体制の強化と防災意識の高揚
- (2)災害予防活動の充実
- (3)災害応急対策の充実
- (4)災害相互援助協定の充実
- (5)地震災害対策の充実

## 【 施策の展開 】

### (1)防災体制の強化と防災意識の高揚

- 「大和高田市地域防災計画」に基づく応急活動体制の確立や情報の収集・伝達体制の確立、被害調査体制の整備など防災体制を整備・充実します。
- 防災知識の普及や防災訓練の実施等による防災意識の高揚に努めます。
- 災害時に大きな役割を担う自主防災組織の育成や消防団の充実を図るとともに、コミュニティ防災資機材を整備・拡充します。
- 河川の氾濫等による浸水時の避難場所、避難経路等の情報をわかりやすく提供するため、「洪水ハザードマップ」を作成します。
- 「大和高田市国民保護計画」に基づき、突発的な武力攻撃事態発生時における住民への情報伝達・避難指示・避難誘導など平時からの体制を確立するとともに、防災訓練等の機会を通じて、地域全体での危機管理意識についての啓発活動を推進します。

### (2)災害予防活動の充実

- 地震等の被害想定、水害発生の予防、火災予防対策、建築物等の耐震性の向上、防災資機材の常時的点検、防災訓練の実施など災害予防計画を推進します。

### (3)災害応急対策の充実

- 大規模な地震や火災等に対応するため、救出・救護体制の整備、飲料水や食料等の備蓄など災害応急対策を整備・拡充します。

#### (4)災害相互援助協定の充実

- 大規模災害発生時における食料等の供給や救援活動、災害復旧時における自治体間、消防機関並びに民間事業者との支援体制が確立されていますが、今後、大規模化・多様化する災害に迅速に対処するためにも、その支援体制の充実に努めます。

#### (5)地震災害対策の充実

- 地震災害に対する調査・研究を実施するとともに、防災緑地や緑道の整備、密集市街地等における計画的な避難路の確保、ライフラインの強化など、地震災害対策計画の確立や充実に努めます。

### 5 . 地域雨水対策の推進

#### [ 現状と課題 ]

都市化の進展に伴って農地の宅地への転用が進み、遊水機能が著しく低下しています。市内の主たる河川は天井川であるため、大雨によって地域的に排水不良が生じて浸水被害が発生しています。

こうした浸水被害を解消するために、河川改修の促進や雨水排水対策等を推進していく必要があります。

#### [ 施策の体系 ]

##### 地域雨水対策の推進

- ├ (1)河川改修の促進
- ├ (2)雨水排水対策の推進
- └ (3)流出抑制対策の推進

#### [ 施策の展開 ]

##### (1)河川改修の促進

- 奈良県治水砂防河川事業に基づく河川改修の促進や整備を進めます。

##### (2)雨水排水対策の推進

- 大雨による浸水被害の解消を図るため、内水排除機能の強化に取り組みます。

##### (3)流出抑制対策の推進

- 大和川流域総合治水対策に基づいて、宅地化の進展に伴う遊水機能の低下による雨水の急激な流出を抑制するため、公共施設等を利用した貯留施設の整備など、流域貯留浸透事業の推進や流域のため池の治水機能の活用、流域調整池の整備に努めます。